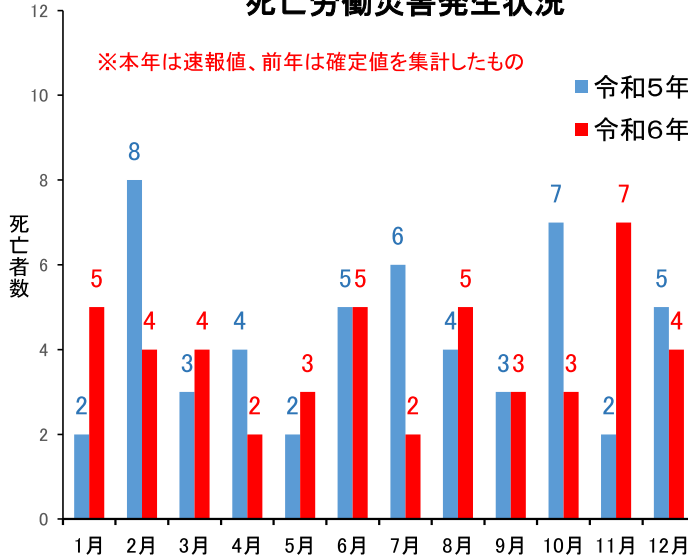


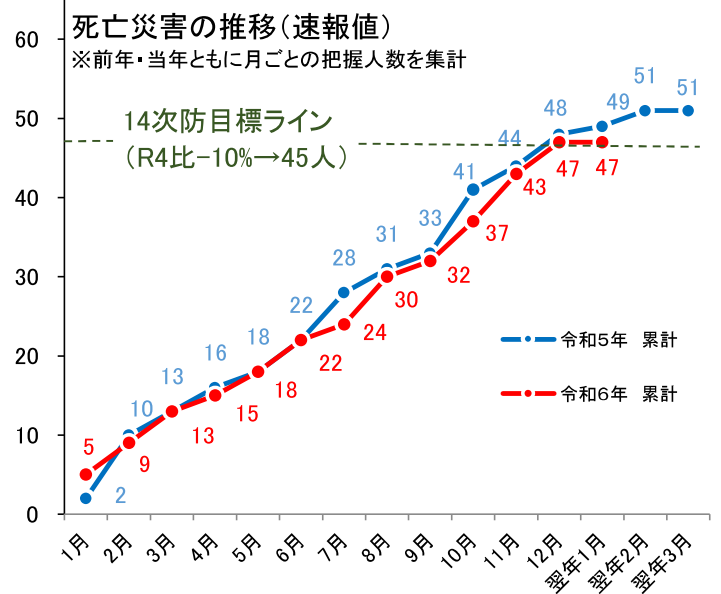
令和6年 死亡労働災害速報値

※統計確定前作成のため件数に変動あり

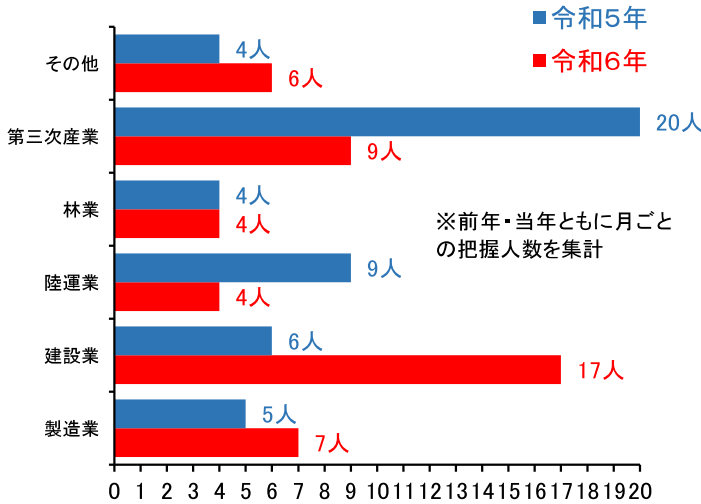
死亡労働災害発生状況



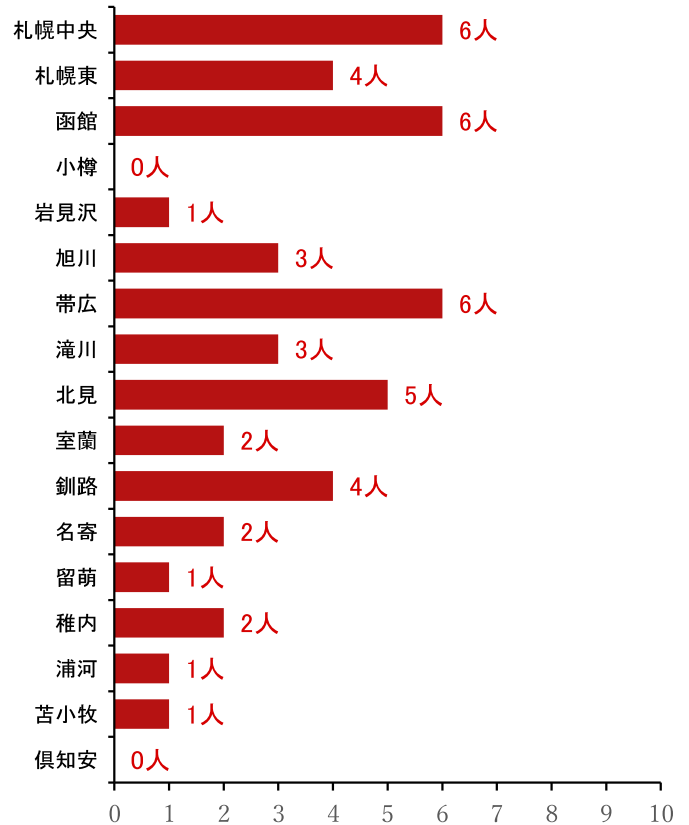
死亡労働災害の月別把握件数推移



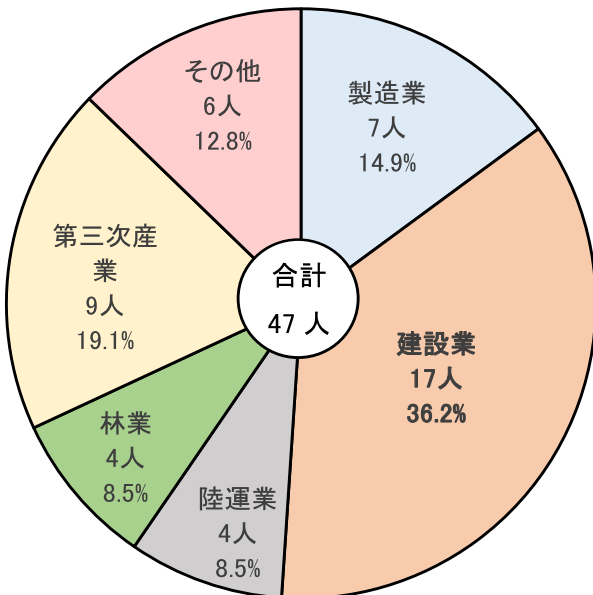
主要業種別死亡労働災害発生状況



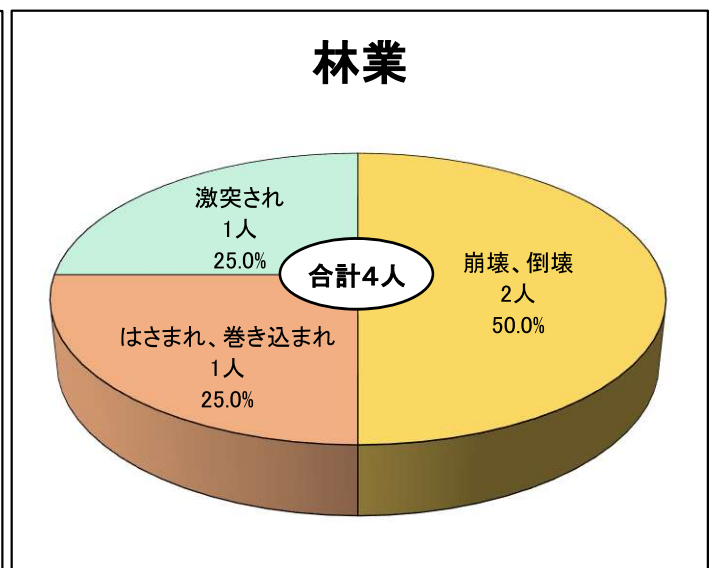
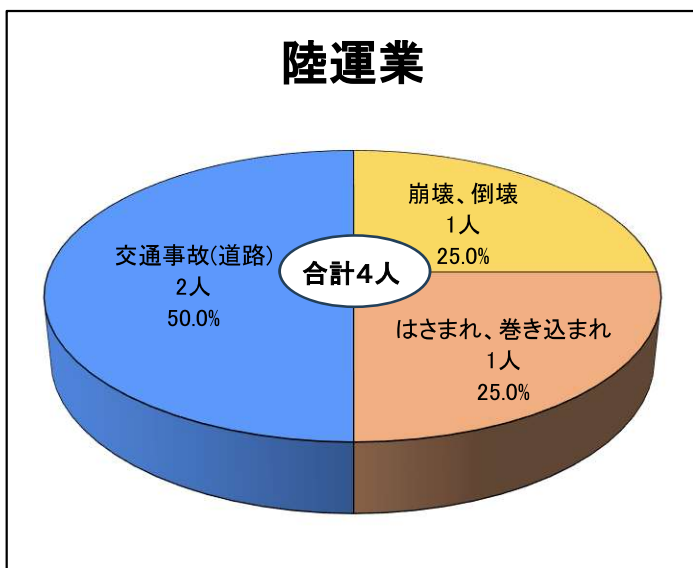
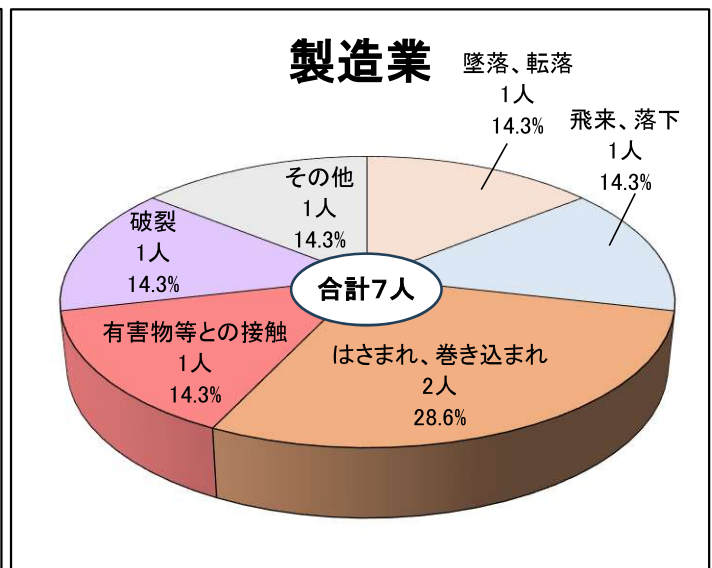
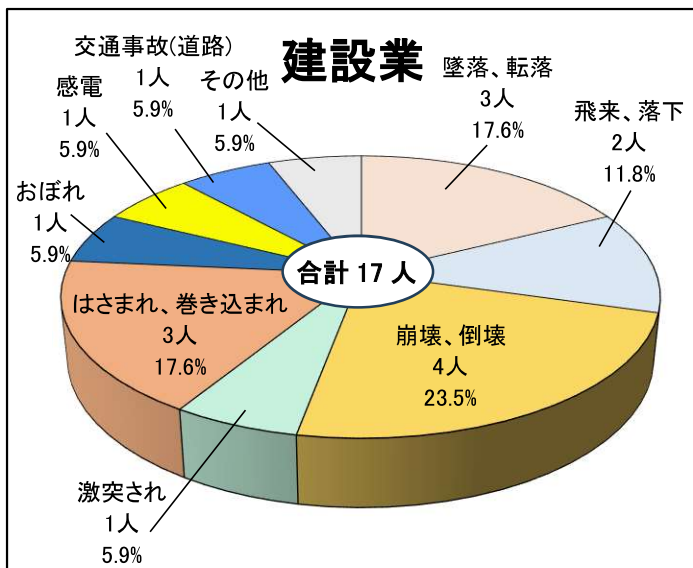
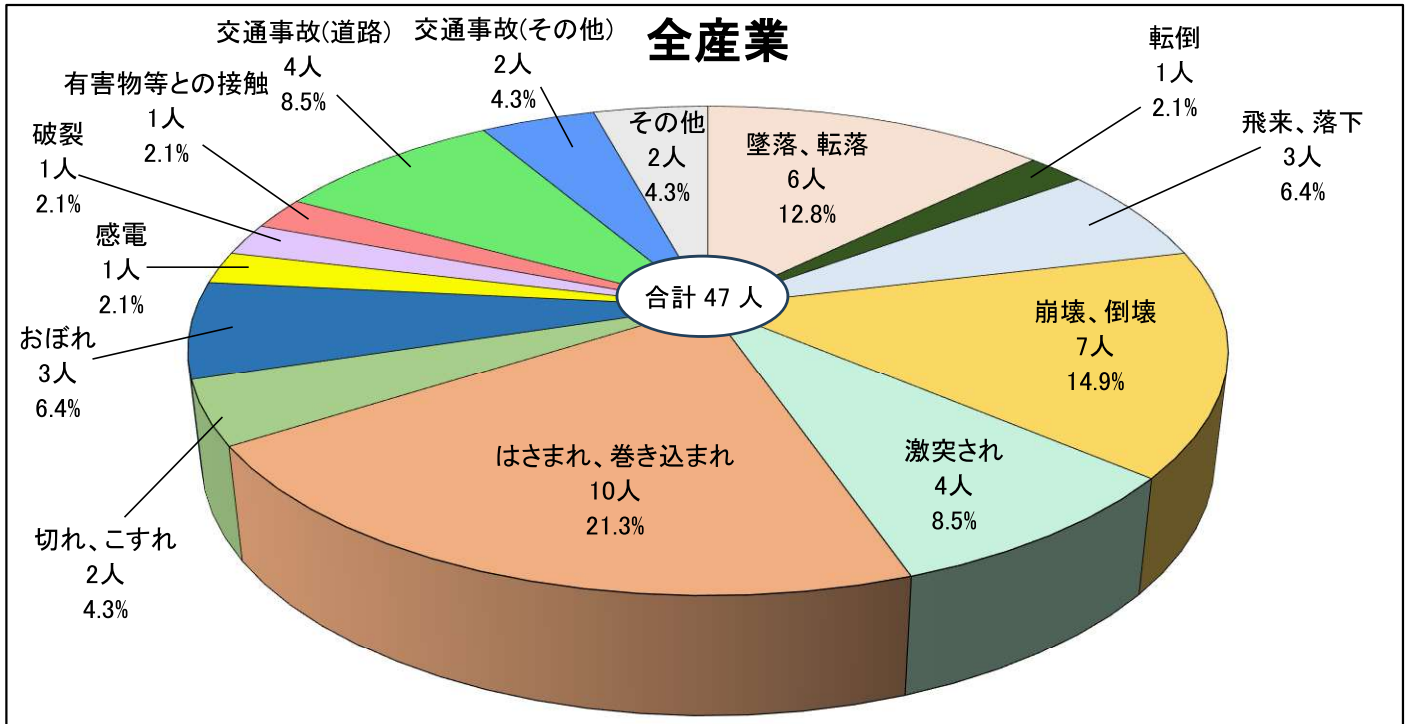
署別死亡労働災害発生状況



死亡労働災害発生状況(業種別割合)



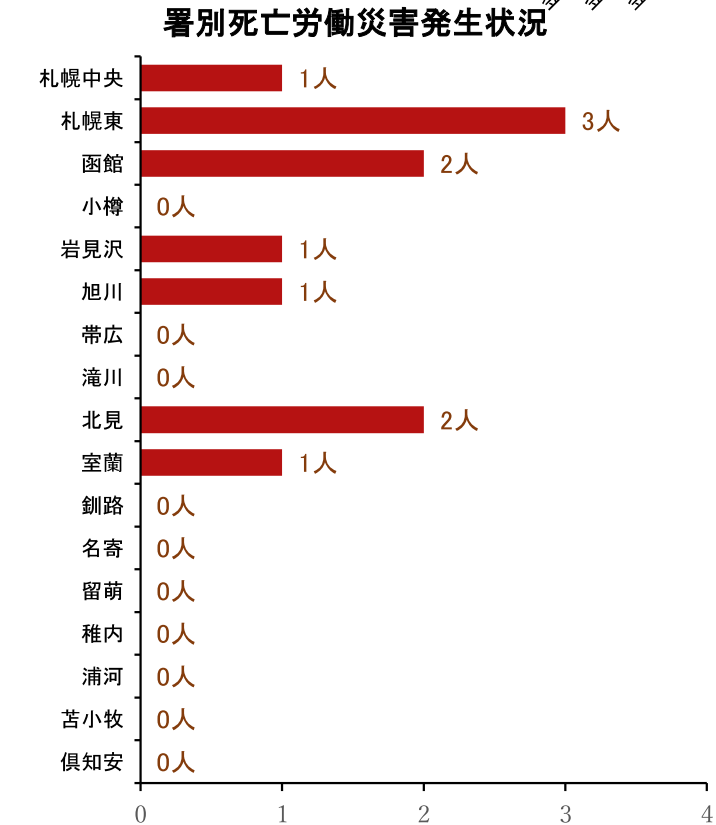
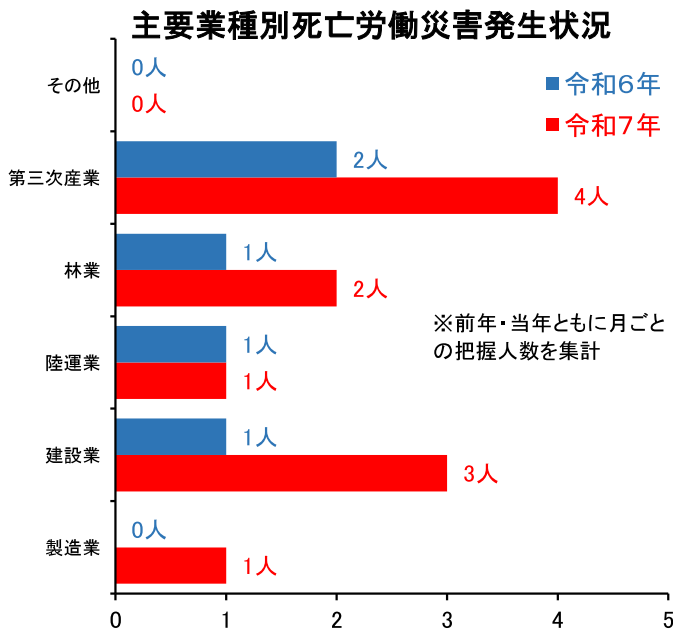
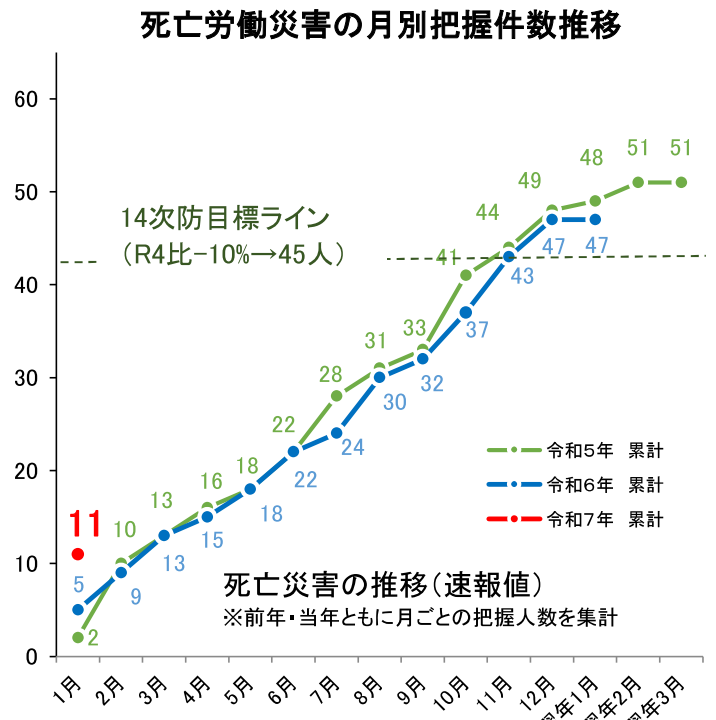
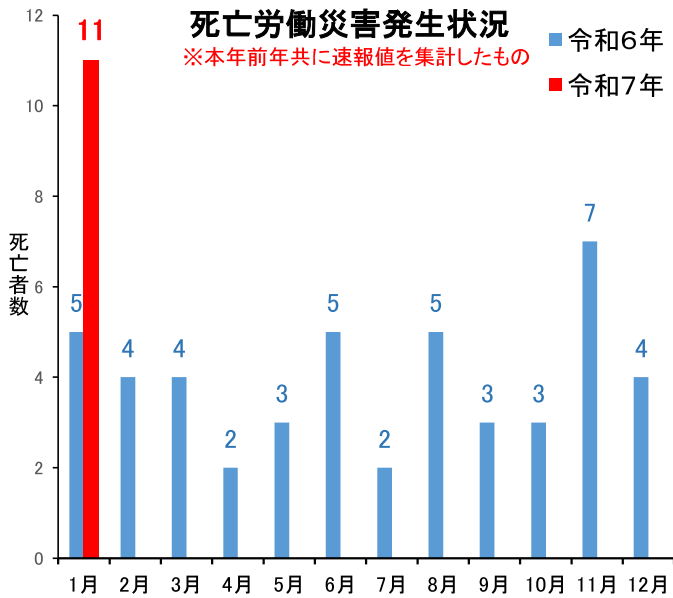
令和6年 業種別・事故の型別死亡労働災害発生状況



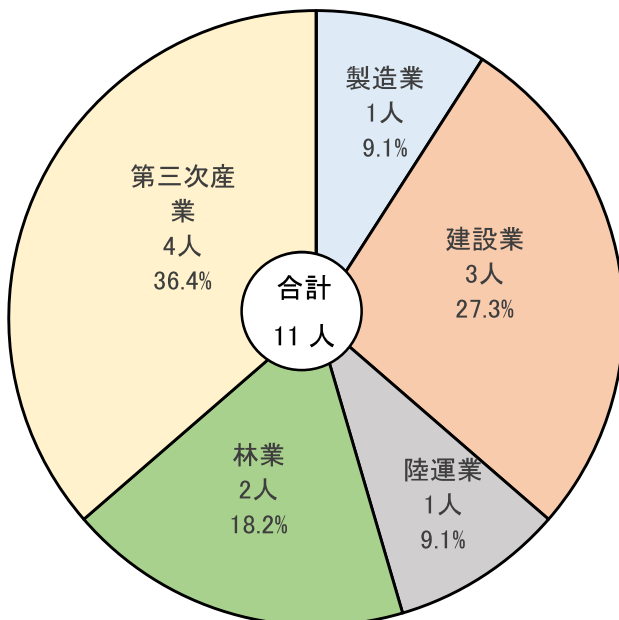
令和7年 死亡労働災害速報値

(令和7年1月末)

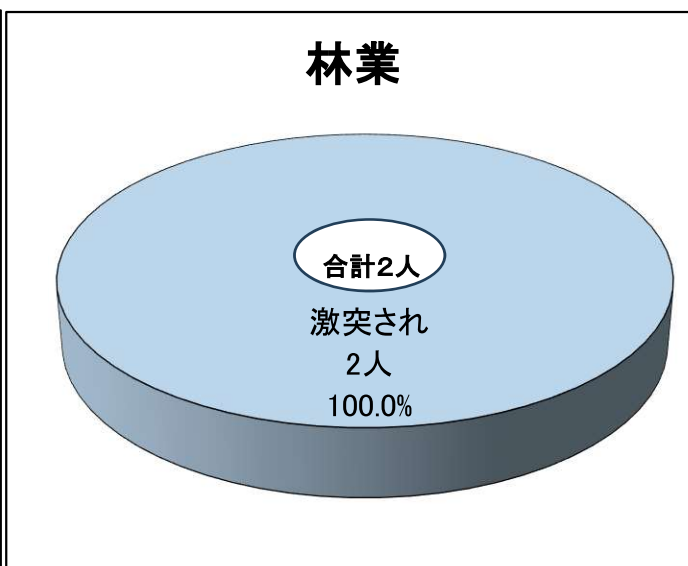
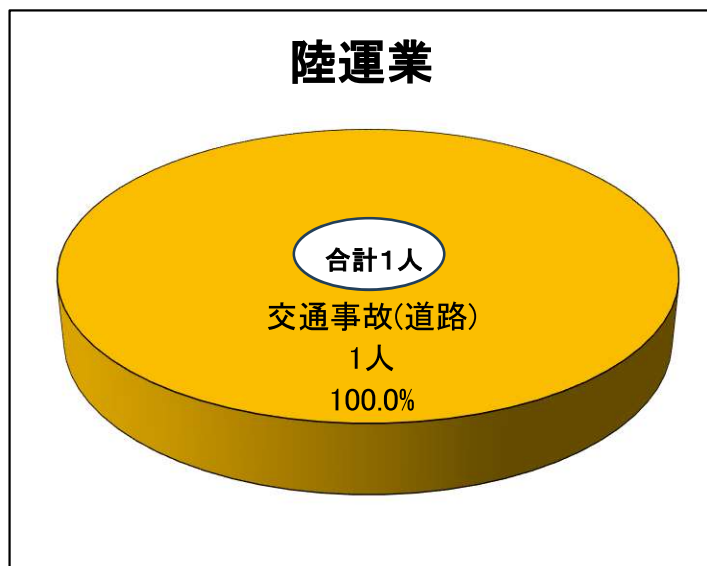
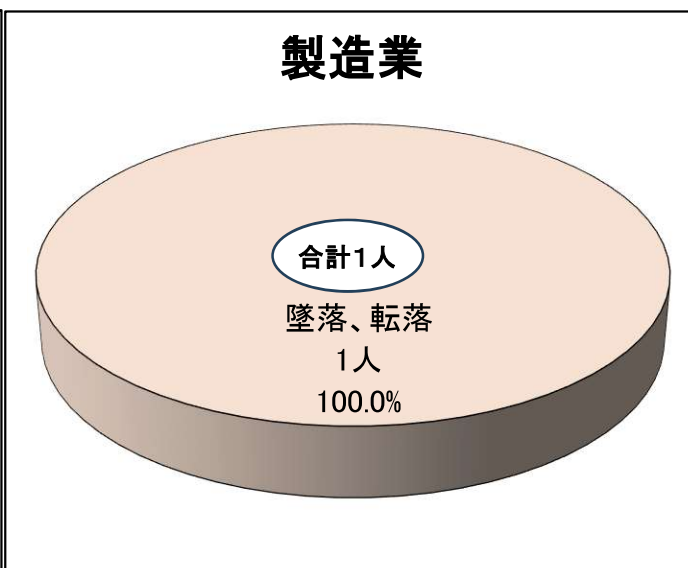
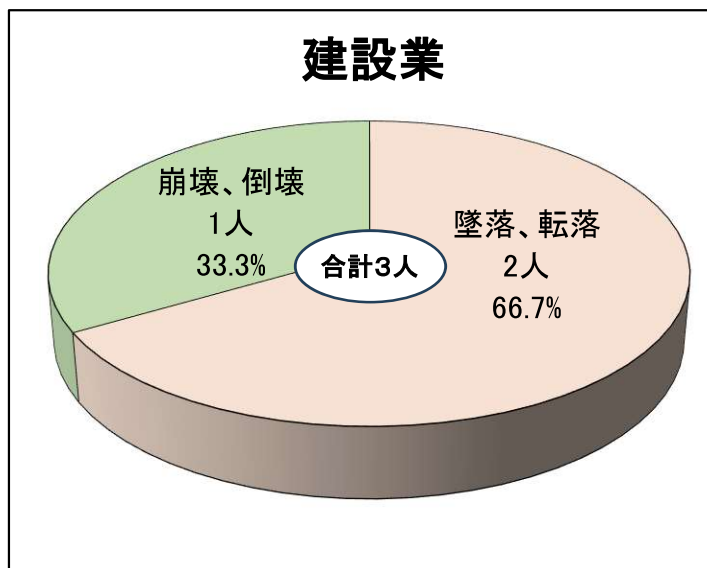
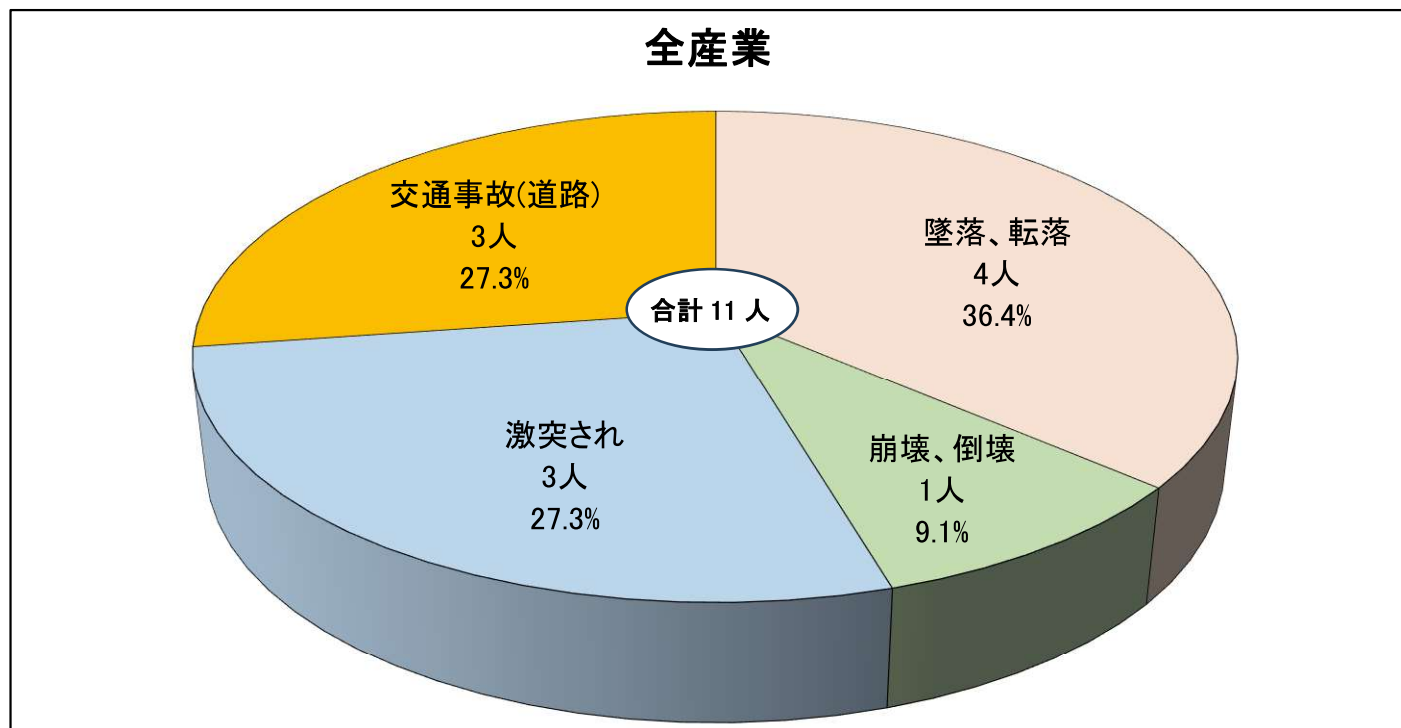
※統計確定前作成のため件数に変動あり



死亡労働災害発生状況(業種別割合)



令和7年 業種別・事故の型別死亡労働災害発生状況



令和6年における労働災害発生状況
(新型コロナウイルス除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局労働基準部安全課

令和6年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局

| 業種別 | 令和6年 | | | 令和5年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|----------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 全産業合計 | 47 | 7,036 | 7,083 | 48 | 6,836 | 6,884 | 199 | 2.9 | 100.0 | 50 | 7,191 | 7,241 |
| 製造業 | 7 | 1,053 | 1,060 | 4 | 1,064 | 1,068 | -8 | -0.7 | 15.0 | 4 | 1,119 | 1,123 |
| 食料品 | 2 | 558 | 560 | 3 | 578 | 581 | -21 | -3.6 | 7.9 | 3 | 612 | 615 |
| 木材・家具 | | 102 | 102 | | 86 | 86 | 16 | 18.6 | 1.4 | | 87 | 87 |
| 紙・印刷 | | 17 | 17 | | 16 | 16 | 1 | 6.3 | 0.2 | | 19 | 19 |
| 窯業・土石 | | 40 | 40 | | 43 | 43 | -3 | -7.0 | 0.6 | | 43 | 43 |
| 金属・機械 | 3 | 157 | 160 | | 172 | 172 | -12 | -7.0 | 2.3 | | 180 | 180 |
| その他 | 2 | 179 | 181 | 1 | 169 | 170 | 11 | 6.5 | 2.6 | 1 | 178 | 179 |
| 鉱業 | | | | | | | | | | | | |
| 鉱山 | | 2 | 2 | | 3 | 3 | -1 | -33.3 | 0.0 | | 3 | 3 |
| 土石採取業 | | 26 | 26 | 1 | 16 | 17 | 9 | 52.9 | 0.4 | 1 | 16 | 17 |
| 建設業 | 17 | 814 | 831 | 6 | 854 | 860 | -29 | -3.4 | 11.7 | 6 | 883 | 889 |
| 土木工事業 | 9 | 258 | 267 | 4 | 284 | 288 | -21 | -7.3 | 3.8 | 4 | 292 | 296 |
| 建築工事業 | 5 | 364 | 369 | 2 | 357 | 359 | 10 | 2.8 | 5.2 | 2 | 373 | 375 |
| 木造建築業 | 1 | 99 | 100 | | 111 | 111 | -11 | -9.9 | 1.4 | | 115 | 115 |
| その他 | 2 | 93 | 95 | | 102 | 102 | -7 | -6.9 | 1.3 | | 103 | 103 |
| 交通運輸事業 | | 243 | 243 | 1 | 215 | 216 | 27 | 12.5 | 3.4 | 1 | 221 | 222 |
| 陸上貨物運送事業 | 4 | 826 | 830 | 9 | 801 | 810 | 20 | 2.5 | 11.7 | 10 | 825 | 835 |
| 道路貨物運送 | 4 | 780 | 784 | 9 | 746 | 755 | 29 | 3.8 | 11.1 | 10 | 768 | 778 |
| 陸上貨物取扱 | | 46 | 46 | | 55 | 55 | -9 | -16.4 | 0.6 | | 57 | 57 |
| 港湾運送業 | | 19 | 19 | | 8 | 8 | 11 | 137.5 | 0.3 | | 8 | 8 |
| 林業 | 4 | 74 | 78 | 4 | 62 | 66 | 12 | 18.2 | 1.1 | 4 | 64 | 68 |
| 水産業 | | 99 | 99 | 1 | 128 | 129 | -30 | -23.3 | 1.4 | 1 | 140 | 141 |
| 商業 | 3 | 1,109 | 1,112 | 4 | 1,030 | 1,034 | 78 | 7.5 | 15.7 | 5 | 1,094 | 1,099 |
| 清掃・と畜業 | | 485 | 485 | 3 | 384 | 387 | 98 | 25.3 | 6.8 | 3 | 410 | 413 |
| 上記以外の事業 | 12 | 2,286 | 2,298 | 15 | 2,271 | 2,286 | 12 | 0.5 | 32.4 | 15 | 2,408 | 2,423 |

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害及び休業災害は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和6年 業種別労働災害発生状況 その2(新型コロナ除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

| 業種別 | 令和6年 | | | 令和5年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|--------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 農業 | 2 | 133 | 135 | | 111 | 111 | 24 | 21.6 | 1.9 | | 119 | 119 |
| 畜産業 | 4 | 278 | 282 | 2 | 316 | 318 | -36 | -11.3 | 4.0 | 2 | 326 | 328 |
| 金融・広告業 | | 40 | 40 | | 50 | 50 | -10 | -20.0 | 0.6 | | 55 | 55 |
| 映画・演劇業 | | 2 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 0.0 | | 1 | 1 |
| 通信業 | | 193 | 193 | | 182 | 182 | 11 | 6.0 | 2.7 | | 185 | 185 |
| 教育・研究業 | | 72 | 72 | | 65 | 65 | 7 | 10.8 | 1.0 | | 69 | 69 |
| 保健衛生業 | 1 | 813 | 814 | | 806 | 806 | 8 | 1.0 | 11.5 | | 879 | 879 |
| 接客娯楽業 | 2 | 438 | 440 | 3 | 435 | 438 | 2 | 0.5 | 6.2 | 3 | 455 | 458 |
| その他の事業 | 3 | 317 | 320 | 10 | 305 | 315 | 5 | 1.6 | 4.5 | 10 | 319 | 329 |
| 合計 | 12 | 2,286 | 2,298 | 15 | 2,271 | 2,286 | 12 | 0.5 | 32.4 | 15 | 2,408 | 2,423 |

「第三次産業」の内訳

| 業種別 | 令和6年 | | | 令和5年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|-----------|------|-------|-------|------|-------|-------|-----|-------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 商業 | 3 | 1,109 | 1,112 | 4 | 1,030 | 1,034 | 78 | 7.5 | 15.7 | 5 | 1,094 | 1,099 |
| うち 小売業 | 1 | 867 | 868 | 1 | 804 | 805 | 63 | 7.8 | 12.3 | 2 | 856 | 858 |
| 金融・広告業 | | 40 | 40 | | 50 | 50 | -10 | -20.0 | 0.6 | | 55 | 55 |
| 映画・演劇業 | | 2 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 0.0 | | 1 | 1 |
| 通信業 | | 193 | 193 | | 182 | 182 | 11 | 6.0 | 2.7 | | 185 | 185 |
| 教育・研究業 | | 72 | 72 | | 65 | 65 | 7 | 10.8 | 1.0 | | 69 | 69 |
| 保健・衛生業 | 1 | 813 | 814 | | 806 | 806 | 8 | 1.0 | 11.5 | | 879 | 879 |
| うち 社会福祉施設 | 1 | 585 | 586 | | 591 | 591 | -5 | -0.8 | 8.3 | | 644 | 644 |
| うち 医療保健業 | | 213 | 213 | | 209 | 209 | 4 | 1.9 | 3.0 | | 228 | 228 |
| 接客・娯楽業 | 2 | 438 | 440 | 3 | 435 | 438 | 2 | 0.5 | 6.2 | 3 | 455 | 458 |
| うち 飲食店 | | 181 | 181 | | 209 | 209 | -28 | -13.4 | 2.6 | | 218 | 218 |
| うち 旅館業 | | 123 | 123 | | 106 | 106 | 17 | 16.0 | 1.7 | | 115 | 115 |
| うち ゴルフ場 | 1 | 54 | 55 | 1 | 51 | 52 | 3 | 5.8 | 0.8 | 1 | 51 | 52 |
| 清掃・と畜業 | | 485 | 485 | 3 | 384 | 387 | 98 | 25.3 | 6.8 | 3 | 410 | 413 |
| その他の事業 | 3 | 317 | 320 | 10 | 305 | 315 | 5 | 1.6 | 4.5 | 10 | 319 | 329 |
| うち 警備業 | | 79 | 79 | 6 | 73 | 79 | | | 1.1 | 6 | 75 | 81 |
| 合計 | 9 | 3,469 | 3,478 | 20 | 3,258 | 3,278 | 200 | 6.1 | 49.1 | 21 | 3,467 | 3,488 |

令和6年 署別・業種別死傷別死傷災害発生状況(新型コロナウイルス除く)

北海道労働局

令和7年1月末現在

| 業種別 | 製造業 | | | | | | | | | | 建設業 | | | | 陸上貨物運送事業 | | | 林業 | 水産業 | 商業 | | 飲食店 | 清掃・と蓄業 | 左記以外の事業 | 対前年比増減率 | | | | | |
|---------|-------|-------|--------|-------|------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|--------|------|--------|--------|----------|---------|------|--------|---------|---------|---------|-------|------|--------|--------|
| | 計 | | 食料品製造業 | 木材・家具 | 紙・印刷 | 窯業土石製品 | 金属・機械 | その他製造業 | 鉱山 | 土石採取業 | 計 | 土木工事業 | 建築工事業 | 木造建築業 | その他建設業 | 交通運輸事業 | 計 | | | 陸上貨物運送事業 | 陸上貨物取扱業 | | | | | 道路貨物運送業 | 港湾運送業 | 小売業 | その他商業 | 社会福祉施設 |
| 全産業合計 | 98 | 47 | 4 | 4 | 4 | 2 | 30 | 15 | 1 | 134 | 29 | 76 | 10 | 19 | 67 | 124 | 113 | 11 | 1 | 1 | 1 | 217 | 152 | 65 | 103 | 58 | 105 | 253 | 8.3% | |
| 札幌中央 | 1,257 | 94 | 36 | 7 | 3 | 1 | 30 | 17 | 2 | 119 | 22 | 62 | 11 | 24 | 77 | 139 | 125 | 14 | 1 | 1 | 1 | 233 | 162 | 71 | 119 | 60 | 122 | 290 | 8.3% | |
| 札幌東 | 1,445 | 197 | 108 | 5 | 7 | 4 | 37 | 36 | | 160 | 44 | 85 | 11 | 20 | 64 | 246 | 214 | 32 | | | | 272 | 200 | 72 | 130 | 60 | 86 | 230 | 4.8% | |
| 函館 | 536 | 101 | 72 | 9 | 3 | 2 | 37 | 40 | 1 | 157 | 40 | 77 | 17 | 23 | 68 | 255 | 236 | 19 | | | | 315 | 255 | 60 | 150 | 35 | 121 | 212 | -0.4% | |
| 小樽 | 534 | 120 | 82 | 7 | 8 | 13 | 10 | 7 | 3 | 69 | 27 | 32 | 7 | 3 | 8 | 56 | 54 | 2 | 1 | 8 | 11 | 76 | 66 | 10 | 49 | 5 | 26 | 103 | -0.4% | |
| 岩見沢 | 238 | 60 | 36 | 2 | 1 | 4 | 16 | 1 | 1 | 20 | 11 | 3 | 4 | 2 | 7 | 18 | 17 | 1 | | | | 38 | 33 | 5 | 34 | 5 | 12 | 40 | -1.3% | |
| 旭川 | 235 | 55 | 34 | 2 | 1 | 2 | 16 | 6 | 3 | 21 | 9 | 8 | 3 | 1 | 5 | 21 | 21 | | 2 | 1 | 2 | 25 | 25 | | 29 | 2 | 22 | 47 | -1.3% | |
| 帯広 | 188 | 42 | 15 | 4 | 1 | 4 | 12 | 6 | 6 | 44 | 26 | 10 | 6 | 2 | 4 | 13 | 11 | 2 | | 2 | 2 | 24 | 23 | 1 | 16 | 5 | 7 | 31 | 18.1% | |
| 滝川 | 222 | 48 | 22 | 4 | 9 | 4 | 9 | 1 | 1 | 33 | 19 | 8 | 4 | 2 | 9 | 25 | 25 | | | | | 33 | 33 | | 22 | 4 | 11 | 33 | 18.1% | |
| 北見 | 584 | 85 | 34 | 18 | 6 | 12 | 15 | 2 | 2 | 68 | 28 | 24 | 9 | 7 | 13 | 58 | 57 | 1 | | | | 92 | 71 | 21 | 64 | 16 | 34 | 147 | -3.8% | |
| 室蘭 | 562 | 84 | 23 | 21 | 1 | 4 | 13 | 22 | 4 | 57 | 17 | 32 | 5 | 3 | 15 | 67 | 66 | 1 | | | | 87 | 67 | 20 | 48 | 22 | 39 | 130 | -3.8% | |
| 釧路 | 484 | 85 | 58 | 11 | 1 | 4 | 11 | 1 | 1 | 66 | 15 | 21 | 17 | 13 | 4 | 72 | 72 | | | | | 57 | 49 | 8 | 29 | 8 | 25 | 117 | 7.4% | |
| 名寄 | 520 | 85 | 52 | 13 | | 1 | 9 | 10 | 5 | 60 | 23 | 17 | 8 | 12 | 4 | 60 | 60 | | 1 | 17 | 4 | 71 | 57 | 14 | 33 | 14 | 27 | 139 | 7.4% | |
| 留萌 | 150 | 27 | 11 | 2 | 2 | 3 | 6 | 5 | 2 | 32 | 12 | 11 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | | | | | 23 | 19 | 4 | 22 | 3 | 6 | 22 | 8.0% | |
| 稚内 | 162 | 29 | 11 | 3 | 1 | 2 | 5 | 7 | 1 | 31 | 13 | 14 | 1 | 3 | 3 | 11 | 11 | | | | | 24 | 19 | 5 | 11 | 4 | 13 | 31 | 8.0% | |
| 浦河 | 288 | 55 | 39 | 5 | 2 | 4 | 5 | 2 | 2 | 32 | 9 | 16 | 6 | 1 | 6 | 27 | 25 | 2 | | | | 47 | 37 | 10 | 15 | 5 | 17 | 48 | 0.7% | |
| 苫小牧 | 290 | 54 | 30 | 11 | 1 | 6 | 6 | 1 | 1 | 48 | 22 | 15 | 8 | 3 | 6 | 25 | 25 | | | | | 43 | 27 | 16 | 17 | 3 | 14 | 52 | 0.7% | |
| 倶知安 | 238 | 41 | 14 | | | 4 | 14 | 9 | | 33 | 5 | 15 | 9 | 4 | 6 | 15 | 15 | | | | | 39 | 36 | 3 | 30 | 11 | 18 | 42 | -13.9% | |
| (支) | 205 | 22 | 6 | | | 3 | 9 | 4 | | 26 | 5 | 15 | 4 | 2 | 5 | 20 | 20 | | | | | 46 | 38 | 8 | 24 | 2 | 20 | 34 | -13.9% | |
| 合 計 | 459 | 82 | 51 | 4 | 1 | 15 | 11 | 1 | 2 | 59 | 18 | 27 | 10 | 4 | 9 | 47 | 46 | 1 | | | | 59 | 50 | 9 | 44 | 6 | 19 | 85 | -2.8% | |
| 対前年比増減率 | 446 | 92 | 60 | 12 | | 7 | 13 | 1 | 2 | 64 | 21 | 27 | 13 | 3 | 13 | 46 | 46 | | 3 | 6 | 33 | 48 | 37 | 11 | 33 | 6 | 19 | 81 | -2.8% | |
| | 115 | 16 | 10 | 5 | | 1 | 20 | 9 | 8 | 20 | 9 | 8 | 2 | 1 | 1 | 15 | 15 | | | | | 9 | 9 | 4 | 4 | 1 | 5 | 19 | 11.3% | |
| | 128 | 29 | 17 | 8 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 21 | 10 | 8 | 2 | 1 | 2 | 9 | 9 | | | | | 8 | 6 | 2 | 7 | 2 | 3 | 37 | 11.3% | |
| | 49 | 11 | 9 | | | | | | | 9 | 6 | 2 | 1 | 1 | 1 | 9 | 9 | | | | | 4 | 6 | 3 | 3 | 1 | 1 | 5 | 14.3% | |
| | 56 | 10 | 7 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 10 | 6 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | | | | | 3 | 3 | 11 | 11 | 1 | 3 | 9 | 14.3% | |
| | 106 | 19 | 16 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 24 | 10 | 9 | 3 | 2 | 2 | 10 | 10 | | | | | 7 | 7 | 5 | 5 | 1 | 1 | 21 | -17.9% | |
| | 87 | 15 | 10 | 2 | | 1 | 1 | 2 | 1 | 19 | 6 | 6 | 4 | 3 | 1 | 6 | 6 | | | | | 9 | 5 | 4 | 3 | | 6 | 14 | -17.9% | |
| | 184 | 9 | 3 | 2 | | 3 | | 3 | 3 | 12 | 10 | 2 | | | | 5 | 3 | | | | | 5 | 3 | 3 | 3 | 1 | 2 | 143 | 0.5% | |
| | 185 | 9 | 5 | 1 | | 3 | | 3 | 3 | 11 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9 | 8 | | | | | 6 | 6 | 6 | 2 | 1 | 1 | 129 | 0.5% | |
| | 531 | 117 | 45 | 8 | 7 | 10 | 22 | 25 | 1 | 42 | 17 | 11 | 8 | 6 | 13 | 97 | 95 | 2 | 7 | 5 | | 57 | 41 | 16 | 32 | 13 | 21 | 126 | 4.0% | |
| | 552 | 96 | 35 | 9 | 4 | 6 | 23 | 19 | 3 | 64 | 12 | 37 | 8 | 7 | 21 | 75 | 66 | 9 | 9 | 2 | | 69 | 55 | 14 | 19 | 15 | 32 | 147 | 4.0% | |
| | 128 | 23 | 13 | 6 | | 1 | | 3 | | 19 | 6 | 9 | 1 | 3 | 4 | 3 | 3 | | | | | 3 | 9 | 3 | 6 | 8 | 2 | 2 | 54 | ±0.0% |
| | 128 | 17 | 16 | 1 | | 1 | 21 | 10 | 8 | 2 | 1 | 8 | 2 | 1 | 2 | 3 | 3 | | | | | 2 | 16 | 7 | 9 | 8 | 2 | 4 | 50 | ±0.0% |
| 合 計 | 6,884 | 1,068 | 581 | 86 | 16 | 43 | 172 | 170 | 3 | 17 | 860 | 288 | 359 | 111 | 102 | 216 | 810 | 755 | 55 | 8 | 66 | 129 | 1,034 | 805 | 229 | 591 | 209 | 387 | 1,486 | 2.9% |
| 対前年比増減率 | 7,083 | 1,060 | 560 | 102 | 17 | 40 | 160 | 181 | 2 | 26 | 831 | 267 | 369 | 100 | 95 | 243 | 830 | 784 | 46 | 19 | 78 | 99 | 1,112 | 868 | 244 | 586 | 181 | 485 | 1,531 | 2.9% |
| | 2.9% | -0.7% | -3.6% | 18.6% | 6.3% | -7.0% | -7.0% | 6.5% | -33.3% | -3.4% | -7.3% | 2.8% | -9.9% | -6.9% | 12.5% | 2.5% | 3.8% | -16.4% | 137.5% | 18.2% | -23.3% | 7.5% | 7.8% | 6.6% | -0.8% | -13.4% | 25.3% | 3.0% | | |

※ 本統計は、「業種別労働災害発生状況」を管轄署別に集計したものであり、上段は前年、下段は当年である。

令和7年における労働災害発生状況 (新型コロナウイルス除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局労働基準部安全課

令和7年 業種別労働災害発生状況 その1 (新型コロナ除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局

| 業種別 | 令和7年 | | | 令和6年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|----------|------|-----|-----|------|-----|-----|------|--------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 全産業合計 | 11 | 273 | 284 | 5 | 442 | 447 | -163 | -36.5 | 100.0 | 50 | 7,191 | 7,241 |
| 製造業 | 1 | 40 | 41 | | 56 | 56 | -15 | -26.8 | 14.4 | 4 | 1,119 | 1,123 |
| 食料品 | | 12 | 12 | | 35 | 35 | -23 | -65.7 | 4.2 | 3 | 612 | 615 |
| 木材・家具 | | 9 | 9 | | 5 | 5 | 4 | 80.0 | 3.2 | | 87 | 87 |
| 紙・印刷 | | 2 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 100.0 | 0.7 | | 19 | 19 |
| 窯業・土石 | | 4 | 4 | | 2 | 2 | 2 | 100.0 | 1.4 | | 43 | 43 |
| 金属・機械 | 1 | 9 | 10 | | 4 | 4 | 6 | 150.0 | 3.5 | | 180 | 180 |
| その他 | | 4 | 4 | | 9 | 9 | -5 | -55.6 | 1.4 | 1 | 178 | 179 |
| 鉱業 | | | | | 1 | 1 | -1 | -100.0 | | | 3 | 3 |
| 土石採取業 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 0.4 | 1 | 16 | 17 |
| 建設業 | 3 | 33 | 36 | 1 | 46 | 47 | -11 | -23.4 | 12.7 | 6 | 883 | 889 |
| 土木工事業 | | 13 | 13 | 1 | 19 | 20 | -7 | -35.0 | 4.6 | 4 | 292 | 296 |
| 建築工事業 | 2 | 13 | 15 | | 15 | 15 | | | 5.3 | 2 | 373 | 375 |
| 木造建築業 | 1 | 2 | 3 | | 4 | 4 | -1 | -25.0 | 1.1 | | 115 | 115 |
| その他 | | 5 | 5 | | 8 | 8 | -3 | -37.5 | 1.8 | | 103 | 103 |
| 交通運輸事業 | | 17 | 17 | | 24 | 24 | -7 | -29.2 | 6.0 | 1 | 221 | 222 |
| 陸上貨物運送事業 | 1 | 23 | 24 | 1 | 69 | 70 | -46 | -65.7 | 8.5 | 10 | 825 | 835 |
| 道路貨物運送 | 1 | 22 | 23 | 1 | 68 | 69 | -46 | -66.7 | 8.1 | 10 | 768 | 778 |
| 陸上貨物取扱 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | 0.4 | | 57 | 57 |
| 港湾運送業 | | | | | 1 | 1 | -1 | -100.0 | | | 8 | 8 |
| 林業 | 2 | 2 | 4 | 1 | 4 | 5 | -1 | -20.0 | 1.4 | 4 | 64 | 68 |
| 水産業 | | | | | 1 | 1 | -1 | -100.0 | | 1 | 140 | 141 |
| 商業 | 1 | 46 | 47 | | 74 | 74 | -27 | -36.5 | 16.5 | 5 | 1,094 | 1,099 |
| 清掃・と畜業 | | 18 | 18 | | 35 | 35 | -17 | -48.6 | 6.3 | 3 | 410 | 413 |
| 上記以外の事業 | 3 | 93 | 96 | 2 | 130 | 132 | -36 | -27.3 | 33.8 | 15 | 2,408 | 2,423 |

※ 本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計した速報値である。

※ 死亡災害及び休業災害は、本年・昨年ともに把握した件数である。

令和7年 業種別労働災害発生状況 その2(新型コロナ除く)

令和7年1月末現在

北海道労働局

「上記以外の事業」の内訳

| 業種別 | 令和7年 | | | 令和6年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|--------|------|----|----|------|-----|-----|-----|--------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 農業 | | 1 | 1 | | 2 | 2 | -1 | -50.0 | 0.4 | | 119 | 119 |
| 畜産業 | | 6 | 6 | | 14 | 14 | -8 | -57.1 | 2.1 | 2 | 326 | 328 |
| 金融・広告業 | | | | | 4 | 4 | -4 | -100.0 | | | 55 | 55 |
| 映画・演劇業 | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 通信業 | 1 | 19 | 20 | | 28 | 28 | -8 | -28.6 | 7.0 | | 185 | 185 |
| 教育・研究業 | | 2 | 2 | | 6 | 6 | -4 | -66.7 | 0.7 | | 69 | 69 |
| 保健衛生業 | | 30 | 30 | | 33 | 33 | -3 | -9.1 | 10.6 | | 879 | 879 |
| 接客娯楽業 | | 18 | 18 | | 23 | 23 | -5 | -21.7 | 6.3 | 3 | 455 | 458 |
| その他の事業 | 2 | 17 | 19 | 2 | 20 | 22 | -3 | -13.6 | 6.7 | 10 | 319 | 329 |
| 合計 | 3 | 93 | 96 | 2 | 130 | 132 | -36 | -27.3 | 33.8 | 15 | 2,408 | 2,423 |

「第三次産業」の内訳

| 業種別 | 令和7年 | | | 令和6年 | | | 対前年 | | 業種割合 (%) | 令和5年確定 | | |
|----------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|--------|-------------|--------|-------|-------|
| | 死亡 | 休業 | 合計 | 死亡 | 休業 | 合計 | 増減数 | 増減率 | | 死亡 | 休業 | 合計 |
| 商業 | 1 | 46 | 47 | | 74 | 74 | -27 | -36.5 | 16.5 | 5 | 1,094 | 1,099 |
| うち小売業 | 1 | 35 | 36 | | 59 | 59 | -23 | -39.0 | 12.7 | 2 | 856 | 858 |
| 金融・広告業 | | | | | 4 | 4 | -4 | -100.0 | | | 55 | 55 |
| 映画・演劇業 | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 通信業 | 1 | 19 | 20 | | 28 | 28 | -8 | -28.6 | 7.0 | | 185 | 185 |
| 教育・研究業 | | 2 | 2 | | 6 | 6 | -4 | -66.7 | 0.7 | | 69 | 69 |
| 保健・衛生業 | | 30 | 30 | | 33 | 33 | -3 | -9.1 | 10.6 | | 879 | 879 |
| うち社会福祉施設 | | 19 | 19 | | 23 | 23 | -4 | -17.4 | 6.7 | | 644 | 644 |
| うち医療保健業 | | 8 | 8 | | 9 | 9 | -1 | -11.1 | 2.8 | | 228 | 228 |
| 接客・娯楽業 | | 18 | 18 | | 23 | 23 | -5 | -21.7 | 6.3 | 3 | 455 | 458 |
| うち飲食店 | | 7 | 7 | | 10 | 10 | -3 | -30.0 | 2.5 | | 218 | 218 |
| うち旅館業 | | 4 | 4 | | 7 | 7 | -3 | -42.9 | 1.4 | | 115 | 115 |
| うちゴルフ場 | | | | | | | | | | 1 | 51 | 52 |
| 清掃・と畜業 | | 18 | 18 | | 35 | 35 | -17 | -48.6 | 6.3 | 3 | 410 | 413 |
| その他の事業 | 2 | 17 | 19 | 2 | 20 | 22 | -3 | -13.6 | 6.7 | 10 | 319 | 329 |
| うち警備業 | | 3 | 3 | | 6 | 6 | -3 | -50.0 | 1.1 | 6 | 75 | 81 |
| 合計 | 4 | 150 | 154 | 2 | 223 | 225 | -71 | -31.6 | 54.2 | 21 | 3,467 | 3,488 |

令和7年 署別・業種別死傷別死傷発生状況(新型コロナウイルス除く)

北海道労働局

令和7年1月末現在

| 業種別 署別 | 製 造 業 | | | | | | | | | | 建 設 業 | | | | 交 通 運 送 事 業 | | | 港 湾 運 送 業 | 林 業 | 水 産 業 | 商 業 | | | 飲 食 店 | 清 掃 ・ と 蓄 業 | 左 記 以 外 の 事 業 | 対 前 年 比 増 減 率 | |
|-----------|--------|--------|-------------|-----------|---------|-------------|-----------|-------------|---------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------------|-----------|--------|--------|---------------|---------------|--------|--------|-------------|---------------|---------------|--------|
| | 計 | | 食 料 品 製 造 業 | 木 材 ・ 家 具 | 紙 ・ 印 刷 | 窯 業 土 石 製 品 | 金 属 ・ 機 械 | そ の 他 製 造 業 | 鉦 山 | 土 石 採 取 業 | 計 | 土 木 工 事 業 | 建 築 工 事 業 | 木 造 建 築 業 | そ の 他 建 設 業 | 交 通 運 送 事 業 | 陸 上 貨 物 運 送 事 業 | | | | 道 路 貨 物 運 送 業 | 陸 上 貨 物 取 扱 業 | 計 | | | | | 小 売 業 |
| 札幌中央 | 77 | 6 | 3 | 1 | | | 1 | 1 | | 4 | 3 | 3 | 1 | 4 | 11 | 11 | 1 | | | 14 | 10 | 4 | 5 | 6 | 10 | 17 | -63.6% | |
| 札幌東 | 28 | 2 | 1 | 1 | | | | | | 3 | 2 | 2 | 1 | 4 | 1 | | | | | 6 | 6 | 3 | 3 | 1 | 2 | 6 | | |
| 函館 | 77 | 9 | 8 | | | | 1 | | | 4 | 1 | 2 | 1 | 4 | 24 | 24 | | | | 18 | 15 | 3 | 4 | 2 | 2 | 10 | -23.4% | |
| 小樽 | 59 | 7 | 2 | | | | 2 | | | 5 | 3 | 1 | 1 | 3 | 6 | 6 | | | | 10 | 7 | 3 | 4 | 2 | 7 | 15 | | |
| 岩見沢 | 22 | 2 | 1 | | | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | | 5 | 5 | | | | 7 | 7 | | 1 | 2 | 2 | 2 | 18.2% | |
| 旭川 | 26 | 6 | 3 | 1 | | | 2 | | | 2 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | | | | 4 | 4 | 4 | 3 | 2 | 2 | 7 | -79.2% | |
| 帯広 | 24 | 5 | 4 | | | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | 2 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 7 | | |
| 滝川 | 5 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 2 | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | | |
| 北見 | 16 | 4 | 3 | | | | 1 | | | 2 | 2 | 2 | | 2 | 1 | 1 | | | | 4 | 4 | 4 | | 1 | 1 | 2 | 6.3% | |
| 室蘭 | 17 | 3 | 1 | | | | 2 | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 3 | 3 | | | | 3 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 6 | | |
| 釧路 | 42 | 8 | 3 | 2 | 1 | | | | 2 | 6 | 4 | 2 | | 3 | 3 | 3 | | | | 4 | 2 | 2 | 1 | 3 | 5 | 11 | -47.6% | |
| 名寄 | 36 | 4 | 4 | | | | | | | 4 | 1 | 1 | 2 | | 5 | 5 | | | | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 4 | 11 | -30.6% | |
| 留萌 | 25 | 5 | 2 | 1 | | | 2 | | | 3 | 1 | 1 | | 1 | 5 | 5 | | | | 4 | 4 | 3 | 1 | | 1 | 6 | | |
| 稚内 | 10 | | | | | | | | | 4 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | | | 4 | 3 | 1 | | | | 3 | -30.0% | |
| 浦河 | 7 | | | | | | | | | 4 | | | | 1 | 1 | 1 | | | | 3 | 3 | 1 | 1 | | 2 | 3 | | |
| 苫小牧 | 16 | 2 | 1 | | | | 1 | | | 4 | 3 | 1 | | 1 | 2 | 2 | | | | 2 | 2 | 2 | | | 1 | 3 | 18.8% | |
| 倶知安 | 19 | 5 | 2 | 2 | | | | | | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 8 | 4 | 4 | | | 1 | 1 | | |
| (支) | 17 | | | | | | | | | 2 | 1 | 3 | | 2 | 3 | 3 | | | | 2 | 2 | | 1 | 3 | 1 | 6 | ±0.0% | |
| 合計 | 17 | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | | 1 | 1 | 1 | | | | 3 | 3 | 3 | 3 | 1 | 1 | 6 | | |
| 対前年比増減率 | 38 | 8 | 4 | 1 | | | 3 | | | 7 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | | | | 8 | 6 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | -65.8% | |
| | 13 | 5 | 1 | | | | 3 | | | 3 | 2 | 1 | | 1 | 3 | 3 | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| | 8 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | 1 | 3 | 3 | | | | | | | | | | 2 | -50.0% | |
| | 4 | 1 | 1 | | | | | | | 2 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| | 2 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | -50.0% | |
| | 1 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | -33.3% | |
| | 6 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | |
| | 4 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | |
| | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 8 | -60.0% |
| | 4 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | |
| | 39 | 6 | 2 | 1 | | | 1 | | | 4 | 2 | 1 | | 1 | 8 | 7 | | | | 5 | 4 | 1 | 3 | 1 | 3 | 7 | -38.5% | |
| | 24 | 5 | 1 | 1 | | | 1 | | | 2 | 1 | 1 | | 1 | 7 | 7 | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 4 | 4 | | |
| | 7 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | 5 | 28.6% | |
| | 9 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 8 | | |
| 合計 | 447 | 56 | 35 | 5 | 1 | 2 | 4 | 9 | 1 | 47 | 20 | 15 | 4 | 8 | 70 | 69 | 1 | 1 | 1 | 74 | 59 | 15 | 23 | 10 | 35 | 99 | -36.5% | |
| 対前年比増減率 | 284 | 41 | 12 | 9 | 2 | 4 | 10 | 4 | 1 | 36 | 13 | 15 | 3 | 5 | 24 | 23 | 1 | 4 | 4 | 47 | 36 | 11 | 19 | 7 | 18 | 70 | | |
| | -36.5% | -26.8% | -65.7% | 80.0% | 100.0% | 100.0% | 150.0% | -55.6% | -100.0% | -23.4% | -35.0% | ±0.0% | -25.0% | -37.5% | -65.7% | -66.7% | ±0.0% | -100.0% | -20.0% | -39.0% | -36.5% | -26.7% | -17.4% | -30.0% | -48.6% | -29.3% | | |

※ 本統計は、「業種別労働災害発生状況」を管轄署別に集計したものであり、上段は前年、下段は当年である。

令和6年度建設工事着工期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 令和6年度の「建設工事着工期労働災害防止運動」の特徴について

本年度における「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事発注機関との協議会、建設関係事業者等に対する労働災害防止対策にかかる説明会の開催については、全署（支署）でWeb又は参集による協議会・説明会が開催されました。

また、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全大会等も通常どおり開催され、これらへの出席は令和5年と比べても回数、延べ参加者共に増加し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に戻りました。

2 「建設工事着工期労働災害防止運動」の周知及び要請状況について

- (1) 各労働基準監督署（支署）では、全道で570の建設工事発注機関・建設関係団体等へ文書での周知及び取組の要請を実施しました。また、一部の署では地域FMに出演し周知及び取組の要請をしています。
- (2) 各労働基準監督署（支署）では、管内の建設工事発注機関との協議会をWeb又は参集により開催し周知及び取組の要請を行いました（全道で326機関が出席。）。
- (3) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地場店社の現場管理者及び職長等に対する労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で715事業場が出席。）。
- (4) 各労働基準監督署（支署）では、管内の本社を有する建設業の経営トップを対象とした労働災害防止説明会をWeb又は参集により開催し、周知及び取組の要請を行いました（全道で559事業場が出席。）。
- (5) 各労働基準監督署（支署）では、管内の地区建設業協会等の建設関係団体が主催した労働災害防止説明会及び安全大会に出席し、周知及び取組の要請を行いました（全道で273回、参加人数22,000人（概数）が参加。）。

3 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場への指導内容について

(1) 建設工事現場に対する監督指導の内容について

全道の監督指導件数は322件、そのうち、労働安全衛生法違反件数は191件、違反率は59.3%でした。

○ 主な労働安全衛生法違反の内容

| | |
|------------------------------|-----|
| ・ 労働安全衛生法第29条(元方事業者の講ずべき措置等) | 51件 |
| ・ 労働安全衛生規則第655条(足場についての措置) | 34件 |
| ・ 労働安全衛生規則第563条(作業床の設置) | 28件 |
| ・ 労働安全衛生規則第519条(高さ2m以上の墜落防止) | 19件 |
| ・ 労働安全衛生規則第18条(作業主任者の氏名の周知) | 17件 |

- ・ 労働安全衛生規則第 567 条(足場の点検) 15 件
- ・ 労働安全衛生規則第 653 条 (物品揚卸口等に係る注文者の措置) 14 件
- ・ 労働安全衛生規則第 540 条 (通路) 8 件

(2) 建設工事現場に対する安全衛生指導の内容について

全道の安全衛生指導件数は 56 件、そのうち指導事項があったのは 33 件で、指導率は 58.9% でした。

○ 主な安全衛生指導の内容

- ・ はしご、足場、開口部等の墜落・転落災害防止に関する指導 14 件
- ・ 建設機械の作業計画、接触防止、運転資格等に関する指導 12 件
- ・ 下請、作業主任者、災害防止協議会等の安全衛生管理体制の指導 3 件
- ・ 土砂崩壊災害防止に関する指導 3 件

(3) 建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールについて

各労働基準監督署(支署)では、建設工事発注機関、建設関係団体等が主催する安全パトロールに参加し(全道で 23 回(52 工事現場))、安全衛生指導を行いました。

4 「建設工事着工期労働災害防止運動」期間中の建設工事現場の指導における問題点について

- ・ パトロールの際、石綿関連の指導事項が多数あったことから、解体現場における法令遵守レベルの向上を図る必要がある。

5 建設業における労働災害発生状況について(令和 6 年 6 月末速報値)

別添「建設業における労働災害発生状況について(令和 6 年 6 月末速報値)」のとおり。



建設工事追いつ込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和6年10月1日～12月31日)

北海道労働局からのメッセージ
(北海道労働局 YouTube へ移動します)



Safety First! 『安全は何よりも優先する』

安全宣言

労働災害防止のため 私達はこうします！

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社代表者
現場代理人

建設工事追いつ込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は過去5年間の同時期における平均人数を上回っており、例年より多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追いつ込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働高別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追いつ込み期に、墜落・転落災害防止を重点点とし、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追いつ込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事ハットルール点検表」を使用した「建設工事ハットルール」の実施等に取り組みます。

- 1 取組期間：令和6年10月1日～12月31日（建設安全週間：10月25日～10月31日）
- 2 主催者：厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
- 3 協賛者：建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市役所安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、建設業協会、公益社団法人建設労働安全協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会
- 4 実施者：建設業関係各事業場（工事現場）

運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
イ 開口部の養生、危険箇所の表示
ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
オ 作業主任者の選任、職務の履行
カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
キ 要求性能墜落制止用器具の使用

重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
(ア) 作業計画の作成
(イ) 種類及び能力、運行経路、作業方法
(ウ) 立入禁止区域の明確化
(エ) 誘導者の配置による転落・接触防止
(オ) 主たる用途以外の使用制限
イ 移動式クレーン
(ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
(イ) 過負荷の制限
(ウ) アウトリガーの最大張出
(エ) 適正な玉掛用具の使用
(オ) 安全装置の有効使用

崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
(ア) 安定勾配の確保又は土止工の設置
(イ) 作業開始前の地山の点検
(ウ) 作業主任者の直接指揮
(エ) 作業手順に基づく安全作業
(オ) 現場責任者による巡視・点検の履行
イ 構築物・仮設物等の倒壊
(ア) 作業計画の作成
(イ) 作業手順の確立
(ウ) 避難場所の確保
(エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
(ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
(イ) 交通誘導者の配置
(ウ) バリケードの設置
ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
カ 労働者の疲労防止
キ 停車時における逃走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
(ア) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・暖房等の使用禁止
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視（作業開始前、作業中等）の実施
(イ) リスクアセスメントの実施
イ 有機溶剤
(ア) 換気装置の使用
(イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
(ウ) SDS（安全データシート）を活用したリスクアセスメントの実施
ウ 酸欠・硫化水素
(ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
(イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
(ウ) 作業主任者の選任、職務の履行
(エ) 安全衛生教育の実施
(オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

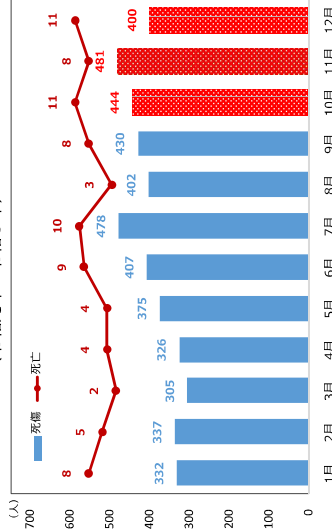
建設工事追いつ込み期労働災害防止運動

令和6年10月1日～12月31日（建設安全週間 10月25日～10月31日）

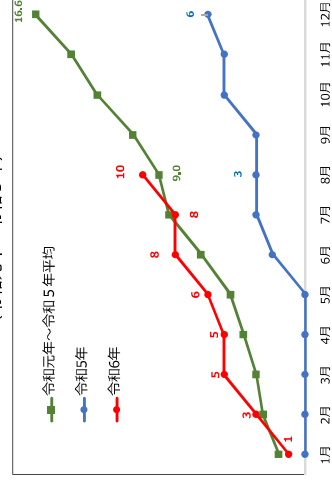


リスクアセスメントを実施しよう！

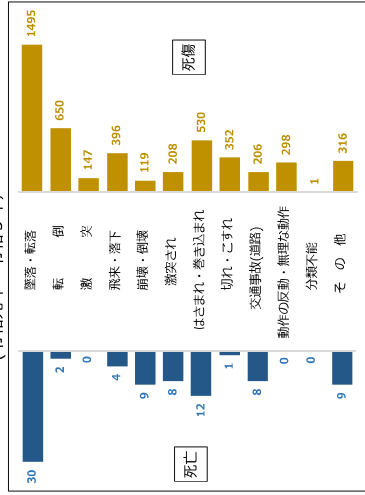
建設業における月別死傷者数の推移
(令和元年～令和5年)



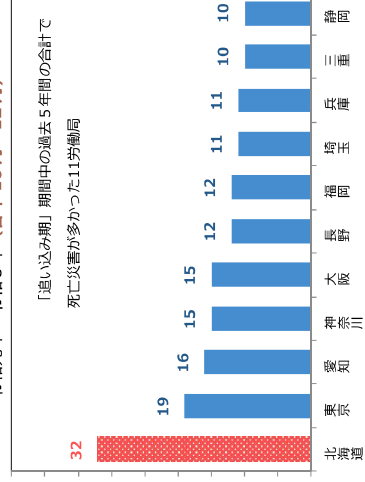
建設業における月別死亡災害発生状況
(令和元年～令和5年)



建設業における事故の型別労働災害発生状況
(令和元年～令和5年)



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況
令和元年～令和5年（各年10月～12月）



建設業関係各事業場（工事現場）の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いいたします。

重点実施事項等

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策（車両系建設機械、移動式クレーン）
- 崩壊・倒壊災害防止対策（土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊）
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策（一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素）
- 火災防止対策

令和6年度建設工事追い込み期労働災害防止運動実施結果

北海道労働局労働基準部安全課

1 令和6年度の「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の特徴

団体主催の安全大会が52回と前年8回増加し、延べ集客数は6,372人と4,263人の大幅増加となった。コロナ前の令和元年の実績では、開催回数は69回と令和6年の回数を上回るが、延べ集客数は3,246人であったため、令和6年は安全大会が盛んであったことが伺える。

監督指導及び個別指導の実施件数はいずれも前年を下回った。

10月～12月の災害発生状況は令和7年1月末の状況では死亡災害が前年比2件増加、死傷災害は前年比28件減少となっている。

墜落・転落による死亡災害を防止することを最重点としたことから、これらに対する指導が最も多く認められた。

2 期間中の取組の概要

- (1) 令和6年度の署主催の集団指導は4回56人（前年度は0回）、団体主催の集団指導は52回6,372人（令和5年度は44回2,109人）で前年度より増加となった。
- (2) 監督指導件数は403件（令和5年度518件）、個別指導は112件（令和5年度161件）となり、発注者又は団体とのパトロールは137件368現場、（令和5年度137件364現場）となった。
- (3) 報道機関への発表は32回（令和5年度は28回）、発注者及び団体への文書要請は449回（令和4年度102回）となっている。

3 パトロールの実施状況

発注機関とのパトロールは78回（延べ182現場）実施し、令和5年度に比べると回数は6回減少し、現場数は1現場増加した。また、団体とのパトロールは59回（延べ186現場）実施し、令和5年に比べると6回（3現場）増加した。

4 広報の実施状況

報道機関、団体等への広報依頼回数は481回（掲載26）であり、令和5年と比べると、依頼回数は58回、掲載は13件増加した。

5 監督指導及び個別指導の実施状況

(1) 監督指導

重点（中小規模建設工事）の監督指導実施事業場数は403件で、その内訳は土木工事業94件（23.3%）、建築工事業273件（67.7%）（うち、木造建築工事17現場16.1%）、その他の建設業30件（7.4%）と建築工事業が最も多かった。

違反率は66.3%、行政目標に係る違反事業場数は47.9%であった。

監督指導の内容としては、墜落、転落災害防止に関するものが189件と最も多く、次

いで安全衛生管理体制に関すること 130 件、建設機械災害防止に関すること 50 件、その他 64 件であり、土砂崩壊災害防止に関する指導はなかった（1つの事業場に複数の法違反を勧告する場合があるため、指導件数の合計と法違反件数の合計は合致しない。）。

○ 主な労働安全衛生法違反の内容

| | |
|-----------------------------------|------|
| ・労働安全衛生法第 29 条(元方事業者の講ずべき措置等) | 81 件 |
| ・労働安全衛生規則第 655 条（足場についての措置） | 42 件 |
| ・労働安全衛生規則第 563 条(作業床の設置) | 31 件 |
| ・労働安全衛生規則第 18 条（作業主任者の氏名の周知） | 28 件 |
| ・労働安全衛生規則第 653 条（物品揚卸口等に係る注文者の措置） | 20 件 |
| ・労働安全衛生規則第 155 条（車両系建設機械の作業計画） | 16 件 |
| ・労働安全衛生規則第 519 条(高さ 2 m以上の墜落防止) | 13 件 |
| ・労働安全衛生規則第 567 条（足場の点検） | 10 件 |
| ・クレーン則第 66 条の 2（移動式クレーンの作業方法の決定） | 10 件 |
| ・労働安全衛生規則第 18 条（作業主任者の氏名の周知） | 19 件 |
| ・労働安全衛生規則第 540 条（通路） | 9 件 |

ア 墜落・転落防止関係

改善指導を行った 189 件のうち、足場関係は、122 件と最も多く、次に開口部、作業床に関することが 43 件となっている

※図 1

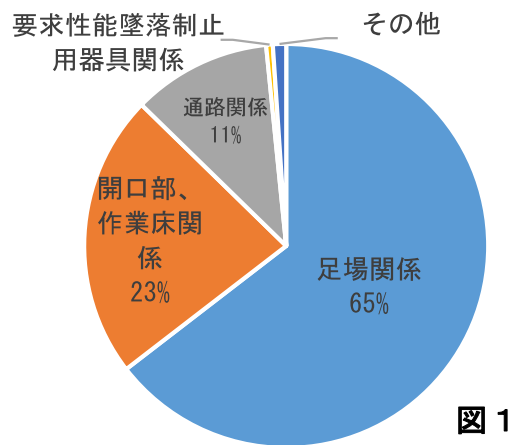


図 1

イ 建設機械災害防止関係

改善指導を行った 50 件のうち、作業計画の作成関係が 27 件と最も多い。

※図 2

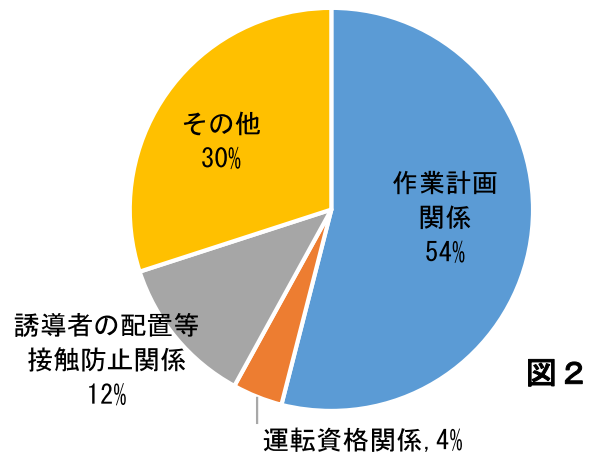


図 2

ウ 安全衛生管理体制関係

改善指導を行った 130 件のうち、
下請けに対する指導関係が 85 件と
最も多い。 ※図 3

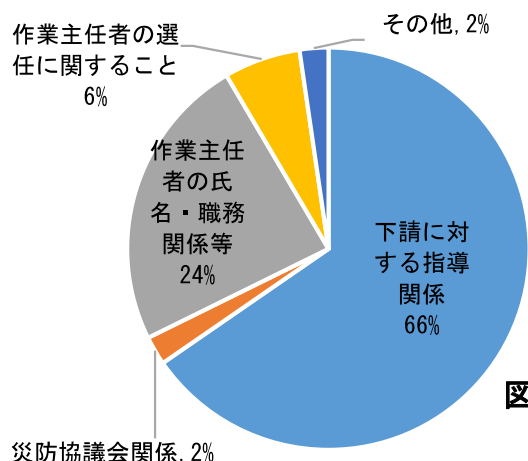


図 3

エ その他

その他の指導内容は以下の次とおりとなっている。

- | | |
|--------------|------|
| ①感電防止関係 | 0 件 |
| ②酸欠危険防止関係 | 0 件 |
| ③防じんマスクの使用関係 | 0 件 |
| ④化学物質に関する事 | 6 件 |
| ⑤石綿に関する事 | 6 件 |
| ⑥その他 | 43 件 |

(2) 個別指導

個別指導実施事業場数は 112 件、現場数では 63 現場であった。

個別指導の内容としては、墜落、転落災害防止に関する事が 36 現場と最も多く、次いで安全衛生管理体制に関する事 24 現場、建設機械災害防止に関する事 17 現場、土砂崩壊災害防止に関する事 4 現場、その他 25 現場であった。

ア 墜落・転落防止関係

| | | |
|--------------------|---|-------|
| (1) 墜落・転落災害防止に関する事 | * | 36 現場 |
| ① はしご等に関する事 | | 2 現場 |
| ② 足場に関する事 | | 25 現場 |
| ③ 開口部、作業床に関する事 | | 8 現場 |
| ④ 通路に関する事 | | 11 現場 |
| ⑤ 建築物、構築物に関する事 | | 現場 |
| ⑥ 要求性能墜落制止用器具に関する事 | | 1 現場 |
| ⑦ その他 | | 2 現場 |
| 計 | | 49 現場 |

イ 建設機械災害防止関係

| | | | |
|---------------------|---|----|----|
| (2) 建設機械災害防止に関すること | * | 17 | 現場 |
| ① 作業計画の作成に関すること | | 13 | 現場 |
| ② 誘導者の配置等接触防止に関すること | | 2 | 現場 |
| ③ 運転資格に関すること | | 2 | 現場 |
| ④ 用途外使用に関すること | | 2 | 現場 |
| ⑤ その他 | | 7 | 現場 |
| 計 | | 26 | 現場 |

ウ 安全衛生管理体制関係

| | | | |
|------------------------|---|----|----|
| (3) 安全衛生管理体制に関すること | * | 24 | 現場 |
| ① 下請に対する指導に関すること | | 18 | 現場 |
| ② 作業主任者の選任に関すること | | 3 | 現場 |
| ③ 作業主任者の氏名・職務の周知に関すること | | 4 | 現場 |
| ④ 災防協議会に関すること | | 1 | 現場 |
| ⑤ 作業間の連絡調整に関すること | | | 現場 |
| ⑥ その他 | | 5 | 現場 |
| 計 | | 31 | 現場 |

エ 土砂崩壊防止関係

| | | | |
|--------------------|---|---|----|
| (4) 土砂崩壊災害防止に関すること | * | 4 | 現場 |
| ① 調査に関すること | | | 現場 |
| ② 掘削作業計画の作成に関すること | | 2 | 現場 |
| ③ 地山の点検に関すること | | | 現場 |
| ④ 土止め支保工に関すること | | | 現場 |
| ⑤ その他 | | 1 | 現場 |
| 計 | | 3 | 現場 |

オ その他

| | | | |
|-------------------|---|----|----|
| (5) その他 | * | 25 | 現場 |
| ① 感電防止に関すること | | 1 | 現場 |
| ② 酸欠危険防止に関すること | | | 現場 |
| ③ 一酸化炭素中毒防止に関すること | | 3 | 現場 |
| ④ 建設寄宿舍の設備に関すること | | | 現場 |
| ⑤ 防じんマスクの使用に関すること | | 1 | 現場 |
| ⑥ 振動障害防止に関すること | | 2 | 現場 |
| ⑦ その他 | | 20 | 現場 |
| 計 | | 27 | 現場 |

6 現場の指導結果からの課題

墜落・転落災害防止対策に関する指導が最も多く、元方事業者の関係請負人への指導、車両系建設機械の作業計画関係となっており、これを踏まえて、建設工事着工期における労働災害防止運動を展開する必要がある。

7 現場で取り組んでいる好事例について

各署から寄せられた特徴的な点として以下の点が認められる。

- ・土木工事現場において、ICT 施工が増えたことにより作業員と重機の接触機会が減少している。
- ・国(開発)や道等の公共工事、安全意識の高い店社などが施工する工事現場において工事追い込み期労災防止運動の周知徹底が図られていた。
- ・発注者(国、道、市)、地元建設業協会、建災防において工事追い込み期間中に安全パトロールが実施され、これらのパトロールにおいて工事追い込み期労災防止運動等を説明する時間が確保されていること。また、報道機関が記事にしてくれた。(発注者、関係団体による機運の醸成、報道機関の広報。)

8 現場における問題点について

各署から寄せられた特徴的な点として以下の点が認められる。

- ・皮膚に有害な化学物質を取り扱う作業に従事する労働者に対して、取り扱う化学物質に対応していない手袋を着用させている現場や呼吸用保護具の着用方法に問題のある現場がある。
- ・公共事業(自治体発注土木工事)であるにも関わらず、男女別トイレが設置されていない現場が一定数存在する。
- ・工事追い込み期労災防止については、規模が大きい工事現場や安全意識が高い店社で積極的な取り組みが見られたものの、中・小規模建設工事現場・店社の中には自主的取組が低調となっていたものが散見された。
- ・作業期間が短い高所作業時の墜落防止措置の未措置。
- ・上記背景として、元請との協議不足(作業期間が短いが故に設備改善について協議が不十分なまま作業を開始・継続してしまっている)

9 その他

積極的に工事追い込み期労災防止運動に取り組んだ事業場や無災害を達成した現場、工事協議組織を評価するなどし、取り組みを後押しする仕組みを検討してほしいとの提案があった。

北海道冬季ゼロ災運動

～冬季特有の労働災害を防止しよう～

冬季の北海道では、路面凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落や重機との接触、屋内での内燃式発電機等の使用による一酸化炭素中毒などの冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取り組みを行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。

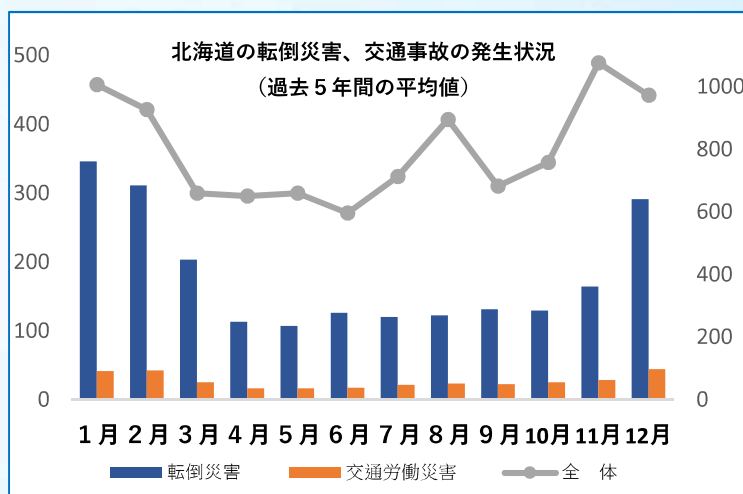
取組期間

令和6年12月1日

～令和7年3月31日 まで

重点災害

- ・ 転倒災害
- ・ 交通労働災害
- ・ 雪下ろしの際の墜落災害
- ・ 除雪作業時の重機災害
- ・ 一酸化炭素中毒



取組内容

共通事項

- 1 経営トップは冬季ゼロ災に向けた各種対策に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置を講じること。(リスクアセスメント)
また、作業開始前のKY(危険予知)活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自ら具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握し、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれがある場合や悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 特に初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方(小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと)、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を定め、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまずく原因の改善及び除雪、凍結しやすい箇所における融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等による転倒防止措置を講じること。
- 2 滑りにくい靴を使用し、屋内に入る場合は、靴裏に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 車両への乗降の際には、降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 歩きスマホ等転びやすい行動、手をポケットに入れて歩く等けがにつながりやすい行動をしないよう徹底すること。
- 5 転倒を予防する体操を実施するなど、身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れること。



雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- 1 作業開始前に雪下ろしする屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロリップ等を設置するとともに、墜落制止用器具を使用すること。
- 2 気象情報を事前に把握し、気温が高く、雪が融けて滑りやすくなる場合には作業を中止する等の基準を策定すること。
- 3 屋根等の高所に昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 4 屋根の雪下ろし場所周辺は、立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。
- 5 重機を使用して除雪作業を行う際は、周囲の者が重機に接触する災害を防止するため、あらかじめ作業計画を作成し、作業範囲内への立入禁止措置を講じること。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離の確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発を心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し周知すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 自然換気が不十分な屋内作業場等においては、内燃式発電機、コンプレッサー、ジェットヒーター等の内燃機関を有する機械を使用しないこと。
- 2 やむを得ず屋内で内燃機関を有する機械を使用する場合は、関係者以外の立入禁止措置を講じ、関係者が立ち入る場合には十分な換気を行うとともに、立ち入り前に一酸化炭素濃度を測定し安全を確認してから立ち入ること。



転倒災害(事例)

〈概要1〉 死亡災害 2月 午前8時発生

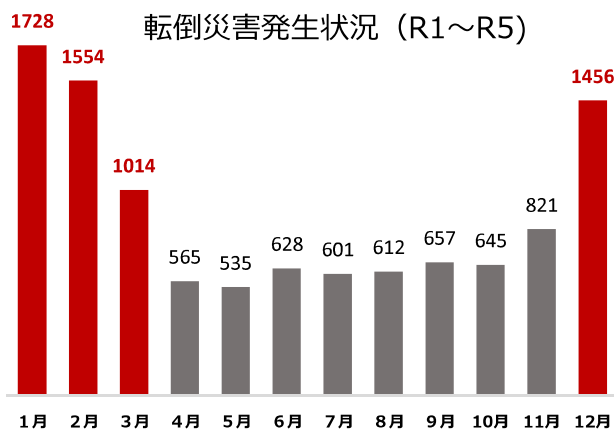
駐車場で車を降りた際に、凍結路面に足を滑らせ転倒し、後頭部を強打した。

〈防止対策〉

- ・ 駐車場に滑り止めの砂をまくこと。
- ・ 滑りにくい靴を選び使用すること。

こんな場所は要注意!

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前(横断歩道)
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



〈転倒防止のため積極的に取り入れていただきたい事項〉

1 気象条件に応じた転倒防止対策

積雪が十分ある状況で気温が上昇してプラスになり、その後気温がマイナスに低下した場合や、真冬に雨が降り、その後気温がマイナスに低下した場合には、つるつる路面が形成されやすく、転倒災害が発生しやすくなることから、気象情報を事前に把握し、路面の状況に応じて砂をまく等の対策や転倒の注意喚起を行うこと。

2 転ばない、転んでもけがをしにくい身体づくり

労働者の高年齢化の影響により、転倒災害発生件数は増加傾向にあり、転倒時のけがの程度も重篤化している傾向があることから、転倒を予防する体操を実施するなど、身体機能の維持向上のための取組を積極的に取り入れること。



転倒予防体操
(ウインターライフ
推進協議会)

日々の適度な
運動が重要!



腰と股関節の筋肉を
柔らかくする体操例

参考サイト: 転ばないコツ教えます 札幌発! 冬道を安全・快適に
歩くための総合情報サイト (ウインターライフ推進協議会)

URL: <https://tsurutsuru.jp/>





除雪作業に伴う災害（事例）

〈概要 1〉 死亡災害 12月 午前10時 発生

屋根の上へ上がって雪落とし作業を行っていたところ、足元の雪が滑り出し、雪とともに地上に落下し雪に埋もれた。

〈防止対策〉

- ・墜落防止のために、墜落制止用器具を使用する等墜落防止措置を講ずること。
- ・気温が高く、雪が融けて滑りやすい場合には作業を中止



〈概要 2〉 死亡災害 1月 午後2時 発生

作業者が停止していた除雪車の後ろを通行しようとしたところ、除雪車が後退してきたためひかれた。

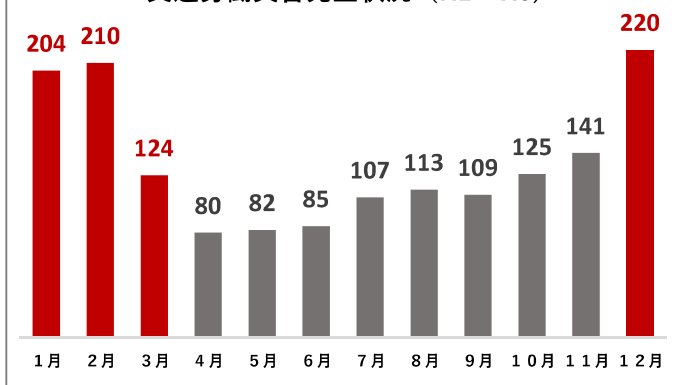
〈防止対策〉

重機の周囲の立入禁止や誘導者の配置により接触防止措置を講ずること。



交通労働災害（事例）

交通労働災害発生状況（R1～R5）



〈概要 1〉

○死亡災害 12月 午後3時 発生

凍結路面でスリップして、対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の乗用車に正面衝突した。

〈防止対策〉

路面状況に合わせた安全速度で走行すること。



一酸化炭素災害（事例）

〈概要 1〉 死亡災害 1月 午後零時 発生

ガソリンエンジン式コンプレッサーを使用して室内の塗装業務を行っていた作業員が一酸化炭素中毒で倒れた。

〈防止対策〉

換気が不十分なところでエンジン式コンプレッサー（内燃機関を有する機械）を使用しないこと。



2024陸運業ゼロ災チャレンジ北海道 に参加しよう

参加費無料

1 目的

陸運業ゼロ災チャレンジ北海道に参加し、陸運事業者の自主的安全衛生意識の高揚を図るとともに、無災害を継続することを目的とします。

2 参加資格

北海道内に本支店・営業所等の事業場がある道路貨物運送業者及び陸上貨物運送業者であって陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部の会員事業場が対象です。

3 チャレンジ期間

「2024陸運業ゼロ災チャレンジ北海道」令和6年8月1日～令和7年1月31日
なお、期間中であれば再申込み(チャレンジ)が可能です。

4 参加方法・参加費

陸災防北海道支部へ所定の参加申込用紙により申し込んでください。(参加無料)

5 顕彰

運動期間中無災害であった事業場からの申請に基づき、北海道労働局のホームページへ運動期間無災害を達成した事業場名を掲載し、その努力を称えます。

3か月以上達成：陸災防北海道支部長名

全期間（6か月）達成：北海道労働局長名

の「無災害達成賞」を交付します

キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の**企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

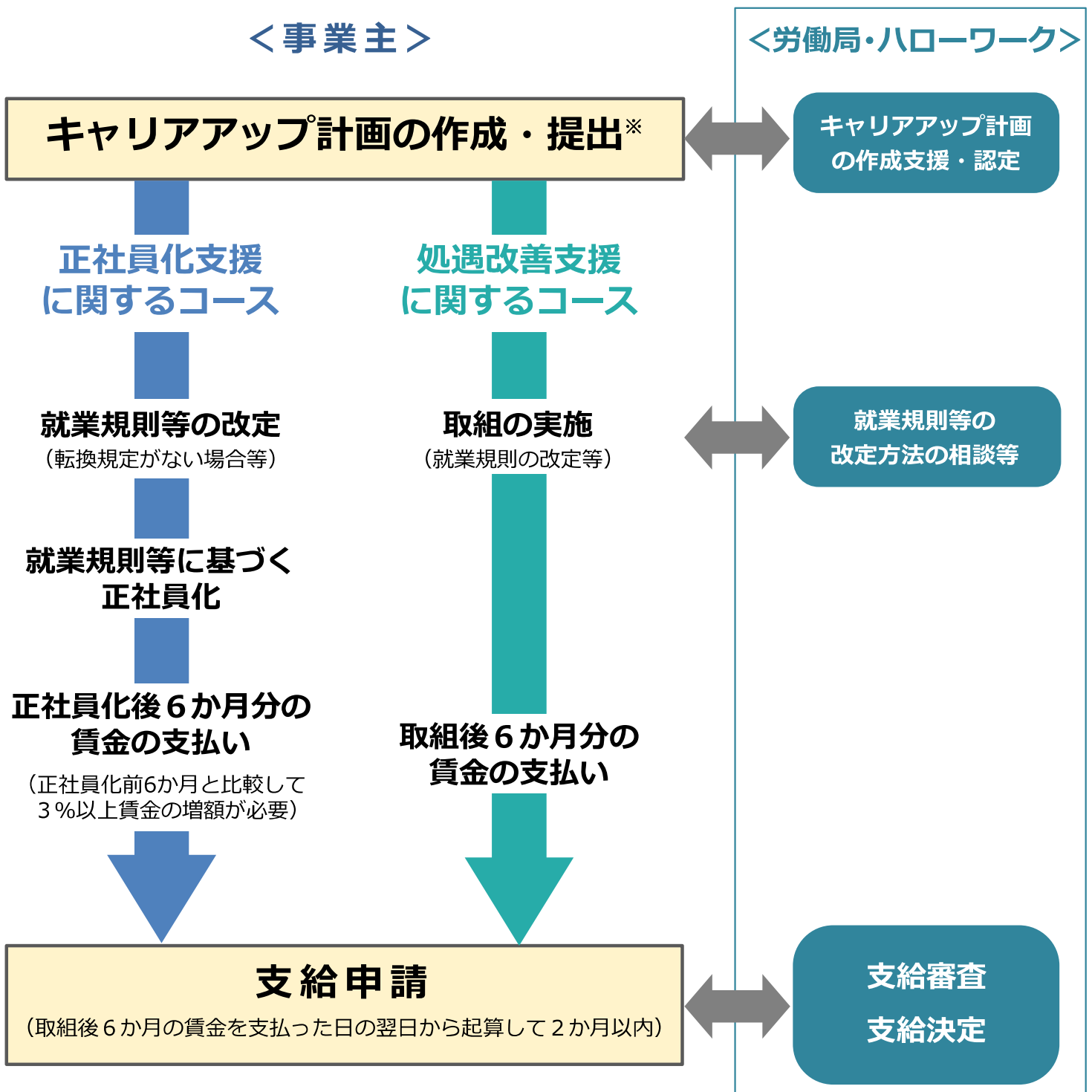
| 助成内容 | | 助成額 | | |
|---|--|--|-----------------------------|--------|
| | | 中小企業の場合 | 大企業の場合 | |
| 正社員化支援 | 正社員化コース | ①有期 → 正規 | 80万円 | 60万円 |
| | | ②無期 → 正規 | 40万円 | 30万円 |
| | | ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額） | | |
| | | ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） | | |
| | | ※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練 以外 の訓練修了後） ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額） | | |
| | | ※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後） ①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額） | | |
| | | ※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） | | |
| | | ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 （注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円） | | |
| | 障害者正社員化コース | 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合（1人当たり） | ① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合 | |
| | | | 有期 → 正規 | 120万円 |
| 有期 → 無期 | | | 60万円 | 45万円 |
| | | ② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者 以外 の場合 | | |
| 無期 → 正規 | | 60万円 | 45万円 | |
| 有期 → 正規 | | 90万円 | 67.5万円 | |
| | ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。 | | | |
| | ※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。 | | | |
| 処遇改善支援 | 賃金規定等改定コース | 3%以上5%未満 | 5万円 | 3.3万円 |
| | | 5%以上 | 6.5万円 | 4.3万円 |
| | | ※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） | | |
| | 賃金規定等共通化コース | 1事業所当たり | 60万円 | 45万円 |
| | 賞与・退職金制度導入コース | 1事業所当たり | 40万円 | 30万円 |
| | | ※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円） | | |
| | 社会保険適用時処遇改善コース | 短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） | 手当等支給メニュー | 50万円 |
| ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 | | 併用メニュー | 50万円 | 37.5万円 |
| ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合 | | 労働時間延長メニュー | 30万円 | 22.5万円 |

※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

- ◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ*を目指す方が、**月10万円**の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象



**月10万円
給付金**

訓練期間中の生活を支援するため、収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます



**無料の
職業訓練**

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます

3-1

代などは自己負担)



**就職
サポート**

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します

□ どういう方が利用できる？



| 給付金を受けて訓練を受講する方 | | 給付金を受けずに訓練を受講する方 (無料の訓練のみ受講する方) | |
|-----------------|--|------------------------------------|---|
| 離職者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険の適用がなかった離職者の方 ● フリーランス・自営業を廃業した方 ● 雇用保険の受給が終了した方など | 離職者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など） |
| 在職者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など | 在職者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など） |

□ 制度活用の主な要件

訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと



制度の詳細

給付金の要件

- 本人収入が**月8万円以下**
 - 世帯全体の収入が**月30万円以下**
 - 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
 - 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 - 訓練実施日**全てに出席**する
やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合※でも、**8割以上出席**する
- ※育児・介護を行う方や求職者支援訓練(基礎コース)を受講する方は証明ができない場合を含める
- ✓ 給付金が受けられなくても、交通費(通所手当)のみ受給することができる場合もあります。

全ての要件を満たす必要があります。他にも要件があるので、詳しくはハローワークまで



□ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

| | |
|----------|----------------------------------|
| 基礎 | ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など |
| IT | WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など |
| 営業・販売・事務 | OA経理事務科、営業販売科など |
| 医療事務 | 医療・介護事務科、調剤事務科など |
| 介護福祉 | 介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など |
| デザイン | 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など |
| その他 | 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など |

訓練期間は
2～6か月



訓練のコース検索
はこちら

- ✓ 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

まずは、お近くのハローワークにご相談ください！

所在地
連絡先



人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

概要

| コース名 | 訓練メニュー | 対象労働者 | 対象となる訓練 |
|------------------------------|----------------------|-----------|--|
| 人材育成支援コース ※2023.4 新設 | 人材育成訓練 | 正規 非正規 | 職務に関連する10時間以上のOFF-JT |
| | 認定実習併用職業訓練 | 正規 非正規 | 企業の中核人材を育てるために実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練 |
| | 有期実習型訓練 | 非正規のみ対象 | 非正規労働者の正社員転換を目的として実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練 |
| 事業展開等リスクリング支援コース ※2022.12 新設 | | 正規 非正規 | 事業展開、DX化、グリーン・カーボンニュートラル化に必要な知識・技能を習得するための訓練 |
| 人への投資促進コース ※2022.4 新設 | 高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 | 正規 非正規 | 高度デジタル人材(ITSSレベル3、4以上)の育成や大学院(海外を含む。)での訓練 |
| | 情報技術分野認定実習併用職業訓練 | 正規 非正規 | IT未経験者に対するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練(IT分野関連の訓練) |
| | 定額制訓練 | 正規 非正規 | 定額制訓練(サブスク型研修サービス)を利用した訓練 |
| | 自発的職業能力開発訓練 | 正規 非正規 | 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成 |
| | 長期教育訓練休暇等制度 | 正規 非正規 | 労働者が働きながら訓練を受けられるよう長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入 |
| 教育訓練休暇付与コース | | 正規 非正規 | 労働者が働きながら訓練を受けられるよう、3年間に5日以上教育訓練休暇を導入 |

訓練の一例

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）定額制訓練活用例

これまでの人材育成の課題

- 個々の従業員にあった訓練を探すのが手間
- 個々の訓練ごとに契約を結ぶので費用がかさむ
- 訓練のためのまとまった時間を確保するのに一苦労
- 業務の都合や移動の負担があり、集合型研修の実施が難しい



サブスク型研修サービスの実施

教育訓練機関：外部の教育訓練機関
受講コース：院内研修（eラーニング・定額受け放題）
訓練目標：新入職員から管理職までの幅広い層に対応した院内研修
受講料等：420,000円（100名まで1か月3.5万円×12月の料金）

人材開発支援助成金の活用

252,000円（=受講料等：420,000円×60%）

サブスク型研修サービスの効果

- 1つの契約で幅広い層に訓練を行うことができた
- 個々の従業員にあった訓練を探す手間が省けた
- 訓練費用がこれまでより安価で抑えられた
- eラーニングでの研修のため、従業員それぞれがすきま時間に訓練を行うことができ、訓練のためにまとまった時間を確保する必要がなくなった
- eラーニングでの研修のため、研修会場に従業員を集める必要がなくなった

<< 企業全体の生産性向上 >>

事業展開等リスクリング支援コースの活用例

| | |
|---|---|
| 事業展開 農業における鳥獣被害を解決するためのドローン利用による鳥獣監視・追い払いシステムを構築し、他社への展開を図るため、これらに必要な「ドローンライセンス講習」を受講させ、パイロットを養成した。 | 事業展開 新たにリフォーム事業を立ち上げるため、リフォーム工事の申検となる従業員に「内装の部分リペア実践技術コース」を受講させた。 |
| 事業展開 現状外部委託しているECサイトを自社で運営できるよう、コンテンツ制作や情報更新、ITリテラシーなどの専門知識を持った人材を育てるため、従業員に「WEBクリエイターベーシック」を受講させた。 | 事業展開 介護事業を営んでいるが、利用者へ提供のお米をより安心安全、美味しいものにするため、自社で稲の育成から収穫、精米作業まで行えるよう「稲作事業研修」を実施した。 |
| DX化 社内DX化を推進していくため、Excel・アプリ作成・データ活用など、様々なコンテンツをすきま時間に受講できる定額制（サブスク型）サービスによる「デジタル人材育成研修」を導入した。 | DX化 医療DX推進に対応できる人材を育成するため、ITやDXの基礎、システムの設計・開発を網羅した「医療DX人材育成プログラム」を受講させた。 |
| DX化 建設業における請求書の仕訳・確認、労務管理、集計などのバックオフィス業務の自動化を図るため、「デジタル人材育成サービス」を受講させた。 | DX化 CADを扱える者が社内にとどまらず、商品の開発、改良が進んでいないことから、これらを円滑化するため、「2次元CADによる機械製図技術」を受講させた。 |
| DX化 ドローンを使った検査業務へ移行しつつあることから、従業員に「フライト基本技術コース」「非破壊検査基本コース」「ドローン減災士」を受講させた。 | グリーン・カーボン・ニュートラル化 農薬の散布にトラクターを使用していたが、CO2等の温室効果ガスの排出をゼロにするため、ドローンを導入することにし、「農業用ドローン認定講習」を受講させた。 |

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」の詳細な要件を記載したパンフレットや助成金の申請に必要な書類は、北海道労働局のホームページに掲載しています。どうぞご覧ください。
北海道労働局雇用助成金さっぽろセンター6階（011-788-9070）

コース・訓練別の助成率一覧

| 訓練メニュー | | 経費助成 | | 賃金助成 (1人1時間当たり) | | OJT助成 (1人1コース当たり) | |
|----------------------|----------------------|----------------|----------|--------------------|------|----------------------|------|
| | | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 | 中小企業 | 大企業 |
| 人材育成支援コース | 人材育成訓練 | 正規雇用:45% | 正規雇用:30% | 760円 | 380円 | — | |
| | | 非正規→非正規維持:60% | | | | | |
| | | 非正規→正社員化:70% | | | | | |
| | 認定実習併用職業訓練 | 45% | 30% | 760円 | 380円 | 20万円 | 11万円 |
| 有期実習型訓練 | 非正規→非正規維持:60% | | 760円 | 380円 | 10万円 | 9万円 | |
| | 非正規→正社員化:70% | | | | | | |
| 事業展開等 リスクリング支援コース | | 75% | 60% | 960円 | 480円 | — | |
| 人への投資促進コース | 高度デジタル人材訓練 | 75% | 60% | 960円 | 480円 | — | |
| | 成長分野等人材訓練 | 75% | | 国内大学院の場合 960円 | | — | |
| | 情報技術分野認定実習 併用職業訓練 | 60% | 45% | 760円 | 380円 | 20万円 | 11万円 |
| | 定額制訓練 | 60% | 45% | — | — | — | |
| | 自発的職業能力開発訓練 | 45% | | — | — | — | |
| | 長期教育訓練休暇等制度 | 制度導入助成 20万円 | | 960円 | 760円 | — | |
| 教育訓練休暇付与コース | | 制度導入助成 30万円 | | — | — | — | |

賃金要件・資格手当等要件

人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金では、企業における賃金加算の取組みを支援するため、賃金を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。

人材開発支援助成金では、事後的に賃金要件または資格手当等要件を満たした場合に、別途申請することで、割増分の追加支給を受けることができます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）へお問い合わせください。

また、北海道労働局では「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の特設ページを開設していますので、ぜひご覧ください。

人材開発支援助成金 北海道労働局

検索



(人への投資促進コース) (リスクリング支援コース)

● 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

介護

看護

保育

建設

警備

運輸

分野で 人材をお求めの事業主の皆様へ

ハローワーク札幌

人材確保対策コーナー

にご相談ください

人材確保をハローワーク札幌がお手伝いします

介護、看護、保育、建設、警備、運輸 分野などの支援対象職種について、求人者・求職者の両面から一体的な人材確保支援を行う専門窓口です。

こんな時は、ぜひ人材確保対策コーナーにご相談ください

- ◇応募者が増えるよう『求人票』内容の“見直し”をしたい！
- ◇求職者へ“直接”会社のPRがしたい！
- ◇同じ分野の会社と合同で『会社説明会』がしたい！ など…



次のようなお手伝いをします

- ◇求人票の書き方や求人内容の見直しをご一緒に検討します。
- ◇札幌圏ハローワークのネットワークを活かし、関連資格や経験を持つ求職者の方に、直接電話や郵便で求人情報を提供します。
- ◇求職者を対象とした『職場見学会』や『就職相談会』などを企画します。

ご相談・サポートをご希望の場合は、まずお電話を！

ハローワーク札幌

人材確保対策コーナー

〒064-8609 札幌市中央区南10条西14丁目2-28

TEL : 011-562-0101 (部門コード34#)

ご利用時間：月～金曜日 8:30～17:15
(祝日及び年末年始は除く)

HP



X (旧Twitter)



【案内図】

※市電「西線11条」下車 徒歩1分



2階 人材確保対策コーナー

求人票のコンサルティング

ハローワークに求人を出しているのになかなか応募がなくて…。
スタッフが事業所まで伺いし、求職中の方がどんな情報を求めているのかお伝えしながら、“魅力ある求人”となるためのアドバイスを行います。

求人情報提供サービス

『求人票』の見直しが整いましたら、ハローワークにてマッチングを行い、貴社の求人票を直接電話や郵送でご案内いたします！
また、作成いただいた『事業所PR資料』も一緒にご案内することもできます。

『就職相談会』『職場見学会』の開催

求職中の方に向けて、直接勤務条件や職場環境等をPRしてみませんか！
同じ分野の事業所様と合同で開催する『就職相談会』や、直接働く場所を見てもらう『職場見学会』を実施しております。



外部会場

札幌駅前ビジネススペース

(札幌市中央区北5条西6丁目
第二北海道通信ビル 2階)

※『就職相談会』は外部会場にて開催しております。



※『職場見学会』は、貸切バスを利用して参加者の皆様と職場へお伺いさせていただきます。



※参加にあたりましては、一定の条件がありますので
まずはハローワーク札幌人材確保対策コーナーへご相談ください。

『就職面接会』の開催

開催実績のある『就職面接会』

- ◇『介護・看護就職デイ』（介護・看護人材合同就職面接会）
- ◇『SAPPORO保育園ミーティング』（札幌市内認可施設による合同就職面接・説明会）

上記以外の人材不足分野のイベントも随時開催予定です。
詳細はホームページなどでお知らせします。



関連情報

『北海道ビジネスサポート・ハローワーク』

- ◇ 各種雇用助成金の案内・相談、人材確保、経営相談等のサービスをワンストップで提供しているほか、事業所向けセミナー（各種雇用助成金、雇用保険手続き等）を開催しています。

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9階 TEL: 011-200-1622

『北海道働き方改革推進支援センター』

(厚生労働省北海道労働局委託事業)

- ◇「働き方改革」に取り組む中小企業などに対して、社会保険労務士などの専門家がサポート！
人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関するお悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。相談料は無料で、企業訪問も可能です！
まずは下記にお電話でご相談ください。

北海道働き方改革推進支援センター 【(株)東京リーガルマインド受託実施事業】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

TEL: 0800-919-1073

中小企業・小規模事業所の皆様の
働き方改革をお手伝いします！

jobtag

こんな悩みを解決できます!

経験や知識が活かせる、
これまでとは違う職業はあるかなあ?

楽しいと思えることや、
やりがいがあると
思える仕事ってなんだろう?

普段の生活では見かけない、
企業間で活躍している職業
ってどんな仕事がある
んだろう?

希望の職業の
求人賃金は
どれくらい?

どうしても
苦手なことがある
けど、大丈夫かなあ?



job tag
公式キャラクター
タグしつじ

●自分に合ったものを探してみよう!



PC・スマホから サイトへGO!



職業情報

検索

「job tag」トップページ

jobtag は こんなサイト!

約500の職業の解説(動画コンテンツを含む)、求められる知識やスキル、どんな人に向いているかなどを、「数値データ」で見える化! 就職・転職活動で重要な、「市場分析」「自己分析」、面接などでのアピールポイントの確認や企業の採用活動での詳しい求人(=応募が集まりやすい求人)の作成、採用基準の明確化など、さまざまな場面で活躍するサイトです。
※「job tag(じょぶたく)」は一般公募で選ばれた職業情報提供サイト(日本版O-NET)のサイト愛称であり、厚生労働省が商標登録しています。
(登録商標第6477643号、第6477644号)

job tagの、PICK UP機能!

1

自分に合う職業を探そう!

充実した「適職探索」機能

「職業興味検査」「価値観検査」「簡易版職業適性テスト(Gテスト)」から、自分が楽しいと思えることや、やりがいがあると思えること、能力面の特徴などがわかります。各診断テストの結果から導き出される職業の一覧から向いている職業を検討することもできます。



2

職業を調べよう!

「色々な切り口から検索」

サイトトップの「色々な切り口から検索」ボタンから、「BtoBの職業情報」「未経験でも比較的入りやすい職業」「IT関係職業(業界別)」など、「イメージ検索(地図)」ボタンからは、地図イラストのイメージから職業を検索できるなど、様々な視点から職業を検索することができます。

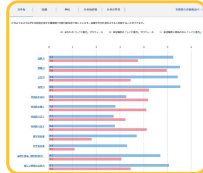


3

自分のスキルを見える化しよう!

「しごと能力プロフィール」作成

自分のしごと能力プロフィールを作成し、それに合った職業の検索ができます。これまでの仕事やスキルと、希望する職業で求められるスキルなどを比較し、自分の強みや、これから身につけるとよいスキルを知ることできます。スキルアップのための「訓練検索」サイトにもつながっています。



4

これからのキャリアを考える

ホワイトカラー職種向けツール

「ポータブルスキル見える化ツール」で、自分が持っているポータブルスキル*からそれを活かせる職務・職位を検索できます。
*業種や職種が変わっても強みとして発揮できる持ち運び可能な能力

「職業能力チェック」ではホワイトカラー系職種の職務に必要な能力のうち、自分ができていること、できるようにしていく必要があることを整理できます。

5

気になる求人賃金は?

職業別の統計情報・求人情報

職業別の、全国と都道府県別の就業者数や年収、求人賃金や、有効求人倍率などの統計を掲載。就業形態の傾向や産業別の景況動向などの情報も追加しました。勤務地や職業の選択に役立ちます。職業情報から、ハローワークインターネットサービスに掲載されているお住まいの地域の求人も検索できます。ハローワークインターネットサービス▶



6

実際に求職活動をしてみよう

便利な情報

- ✓ 求職ガイド
求職活動の流れに沿って、必要なことを検討・整理できます。
- ✓ 労働法の基礎知識
- ✓ 全国最低賃金一覧
- ✓ 事務、営業といった職種別や、IT、金融、医療といった業界別など、いろいろな観点から仕事の世界を紹介



検査の結果や求人への応募などに関する疑問・お悩みなどは
キャリアコンサルタントやお近くのハローワークにご相談ください。

企業の人事担当者の方、支援者の方にも!

企業の人事担当者の方

的確な人材の採用につながる採用活動、研修計画の作成、社内の業務整理など、幅広い業務に使えます。

おすすめ機能 求人ガイド、人材採用支援・職務整理支援、キャリア分析など

支援者の方

キャリアコンサルタント、紹介業者、大学のキャリアセンターなどの業務に、豊富なデータ・機能を役立てられます。

おすすめ機能 しごと能力プロフィール作成、キャリア分析、労働法の基礎知識など



— 職場情報総合サイト —

「しよくばらぼ」のご案内

「しよくばらぼ」は、職場改善に積極的な企業の
時間外労働時間や**有給休暇取得率**、**平均年齢**などの
職場情報を検索・比較できるWEBサイトです。

職場情報総合サイトをより多くの方々に利用していただくため、分かりやすく親しみやすい愛称を募集した結果、「しよくばらぼ」に決定いたしました。



できること

1

職場改善に積極的な企業を検索

2

関心・興味のある企業の職場情報を収集

3

複数の企業の職場情報を比較

サイト活用のメリット

- ライフスタイルや希望条件に合った企業の選択
- 事前に企業の職場環境を把握し、入社後のミスマッチを防止

確認できる職場情報

採用状況に関する情報

女性の活躍に関する情報

能力開発に関する情報

働き方に関する情報

育児・仕事の両立に関する情報

ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人情報とのリンク

等

当サイトの活用例

プライベートの時間が確保できるか知りたい

確認できる職場情報

プライベートも重視したい方

月平均所定外労働時間(残業時間)
有給休暇取得日数

等

仕事と子育てを両立できる企業を知りたい

確認できる職場情報

子育てをしながら働きたい方

育児休業取得率
短時間勤務制度等の内容

等



「しょくばらぼ」の使い方

職場情報の検索

企業名から検索





入力欄に企業名を入力して、職場情報を検索できます。
 入力例)「株式会社 ABC」、「ABC」
 ※会社名が完全に一致していなくても検索できます

フリーワードと条件から検索

■フリーワード
 スペースで区切ることで複数のキーワードから検索ができます。
 入力例) ○○県 研修制度

■検索条件

以下の条件から検索できます。

-  企業規模
-  本社所在地
-  業種
-  認定・表彰・その他の制度

表示項目の選択・変更

表示させたい職場情報をこちらから選択・変更できます。
 ※表示する職場情報は、検索結果一覧画面でも変更を行うことができます

検索ページ▼



職場情報の確認

企業詳細ページ▼

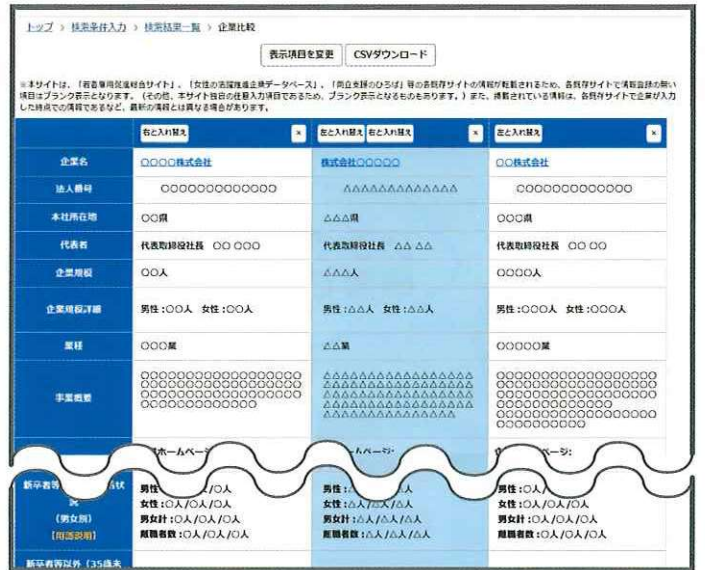
企業詳細ページから、企業の基本情報と詳細な職場情報を確認することができます。



複数の企業の比較

企業間比較ページ▼

選択した複数の企業の職場情報を並べて比較することができます。



 当サイトは PC とスマートフォンそれぞれに対応しています。

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上の子の出生直後の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したことです。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子の出生直後の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（裏面の3参照）に該当していること。

※ 対象期間：

- ・ 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・ 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

➢ 2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

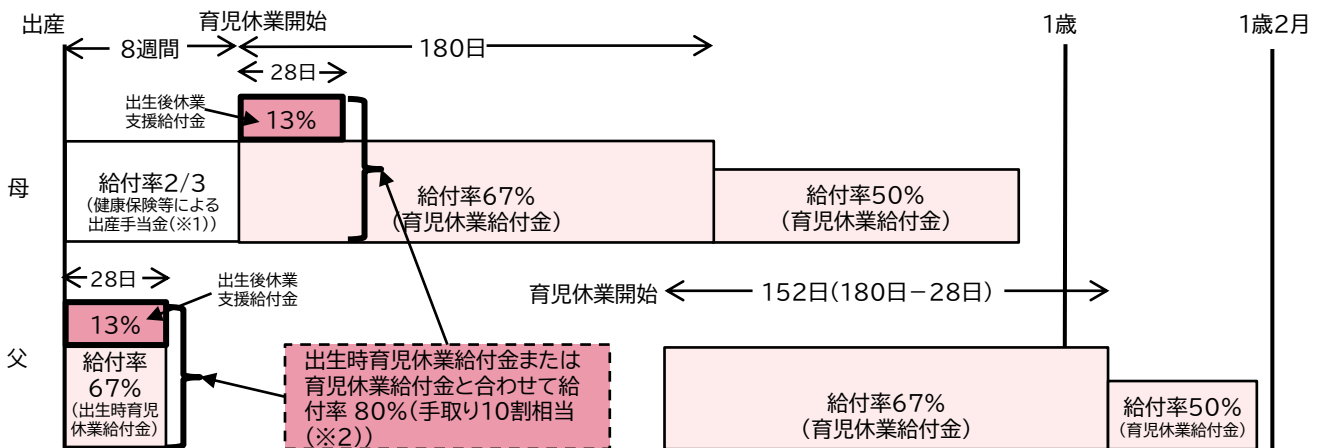
2 支給額

支給額 = 休業開始時賃金日額※1 × 休業期間の日数（28日が上限）※2 × 13%

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



- ※1 出産手当金につきましては、ハローワークが取り扱う制度ではありません。ご自身が加入している健康保険等の運営機関へお問い合わせください。
- ※2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、勤務先から給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。また、育児休業等給付は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の80%の給付率で手取り10割相当の給付となります。ただし、休業開始時賃金日額には上限額（2025年4月1日時点：15,690円（毎年8月1日に改定））があることにご注意ください。
- ※3 就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行いません。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4, 5, 6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含まれません。

4 支給申請手続

- 出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行っていただくこととなります。
- 出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の ① ② ③ の項目のいずれか一つを記入してください。(複数記載は不可)

① 「配偶者の被保険者番号」欄

- ✓ 配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄を記入してください。ハローワークにおいて、記入された番号における出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給日数が要件を満たしているかの確認を行います。
- ✓ 配偶者が出産してる場合は、配偶者が一定の期間(注)に育児休業をすることはありませんので、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

② 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

- ✓ 配偶者が公務員(雇用保険被保険者である場合を除く。)であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間(注)に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入してください。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写しや共済組合からの給付金の支給決定通知書の写しなど配偶者が一定の期間(注)に14日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付してください。
- ✓ 「配偶者の被保険者番号」欄と同様、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、この欄を記入することとはなく、「配偶者の状態」欄に記載いただくこととなります。

③ 「配偶者の状態」欄

- ✓ 子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号を記入してください。この場合、配偶者の状態を確認できる書類を添付してください。必要な書類についてはパンフレット「育児休業等給付の内容と支給申請手続」にてご確認ください。

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務(以下「育児時短就業」という。)した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方(受給資格・支給要件)

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

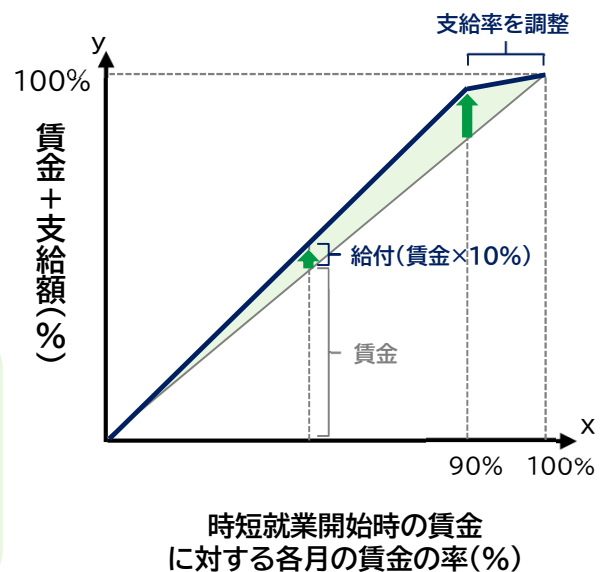
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^(注4)を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^(注5)を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月(裏面参照)に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^(注4)と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月(裏面参照)に支払われた賃金額が支給限度額^(注5)以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^(注6)以下であるとき

支給額のイメージ

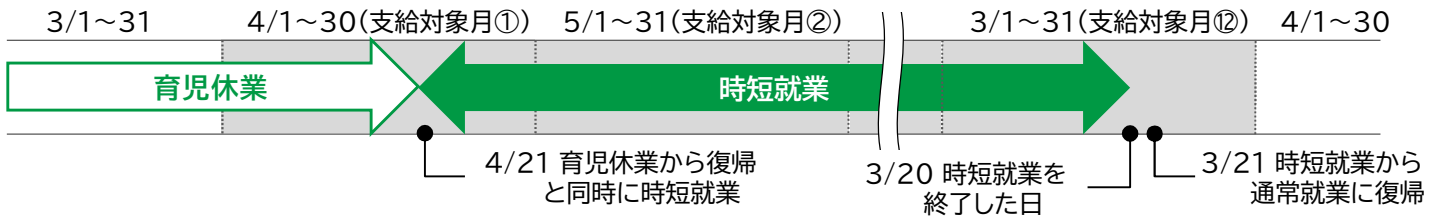


(裏面もご覧ください)

3 支給を受けることができる期間(支給対象期間)

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月(以下「支給対象月」という。)について支給します。

<支給対象月の例>



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日^(注7)の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日^(注8)の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き^(注2)、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに(2つの支給対象月について)行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置(2025年4月以前から時短就業をされている方)

- 2025年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

(注1) 雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

(注2) 育児時短就業に係る子について育児休業給付の支給を受けていた場合であって、当該育児休業給付に係る育児休業期間の末日の翌日(復職日)から起算して、育児時短就業を開始した日の前日までの期間が14日以内のときをいいます。

(注3) 賃金支払基礎日数が11日以上ある(ない場合は、賃金の支払いの基礎となった時間が80時間以上ある)完全月。

(注4) 原則として育児時短就業開始前6か月に支払われた賃金(臨時に支払われる賃金と3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く)の総額を180で除して得た額(2025年7月31日までは、上限額:15,690円、下限額:2,869円。以後毎年8月1日に改定予定。)に30を乗じた額をいいます。ただし、育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き育児時短就業を開始した場合は、育児休業給付の支給に用いた賃金月額をいいます。

(注5) 「支給限度額」:459,000円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注6) 「最低限度額」:2,295円(2025年7月31日までの額。以後毎年8月1日に改定予定。)

(注7) 「子が2歳に達する日」とは、2歳の誕生日の前日をいいます。

(注8) 同じ月において、子Aの育児時短就業を終了し、別の子Bについて育児時短就業を開始した場合、その月は別の子Bの育児時短就業の支給対象期間となり、子Aの育児時短就業は前月までが支給対象期間となります。